令和６年第２回本巣市議会定例会議事日程（第２号）

令和６年６月17日（月曜日）午前９時　開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	吉村知浩	２番	髙橋知子
３番	瀬川照司	４番	飯尾龍也
５番	片岡孝一	６番	髙橋時男
７番	寺町　茂	８番	澤村　均
９番	髙橋勇樹	10番	今枝和子
11番	髙田浩視	12番	河村志信
13番	鍔本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原　勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤　勲
企画部長	林　玲一	市民環境部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	上下水道部長	青木竜治
教育委員会事務局長	髙木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本　憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

午前９時02分　開議

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、執行部内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第１　一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第１、一般質問を行います。

14番　臼井悦子さんの発言を許します。

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

皆様、おはようございます。

今議会１番目の一般質問、やはりいささか緊張が高まっております。また、当庁舎での議場での最後となる質問ということで、大変感慨深いものがあります。

それでは、通告に従いまして２つの質問をいたします。

初めに、防災の拠点、防災センターについてです。

これまで多くの議員の皆様が、防災関係につきましては何度も質問を行われてきました。それだけ災害に対し危機感を抱いているということだと思っております。

最近の能登半島沖地震にしましても、いまだに余震がやまず不安は募るばかりと、被災地の方々には心からお見舞い申し上げる次第です。

災害に対して、予防は最大の対策でなければならないと強く思うと同時に、いつ起こるか分からない自然状況による災害に迅速に対応することが必要と考えております。

本年４月に過去に学ぶ災害対策と自治体防災についての研修を受講してまいりました。熊本県初代危機管理防災企画監の体験と防災の本質、対策等についての内容でした。

今日忘れる間もなく災害が起き、多くの命や生活を奪ってしまいます。減災への体制の構築について私が深く感銘を受けたのは、人の命を守る、その究極の対応、準備は組織の編成であると思いました。

そこでまず１番としまして、防災に対する現状の対策についてお尋ねいたします。

総務部長さん、よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、防災に対する現状の対策につきましてお答えをさせていただきます。

本年１月１日の能登半島で最大震度７の地震が発生しました。このような突発的に起きる地震に加えまして、近年の局地的で急激な豪雨による大規模な風水害からも市民の命を守るため、防災対策をこれまで以上に進める必要があります。

地域防災力の向上のためには、よく言われますように、自助と共助、そして公助がそれぞれ防災力を高め、連携することが必要です。

大規模災害では公助による支援が行き届かなくなるため、自分の身は自分で守る自助、そして近隣や地域でお互いに助け合う共助が特に必要となります。

共助による防災力の向上に向けて、市では一人でも多くの方に防災士の資格を取得していただき、防災に関する知識や経験、能力を生かして、防災力の中核となり、地域や社会の防災リーダーとして活躍していただくことが重要であると考え、平成27年度から、各自主防災組織において防災士の資格取得に必要な経費を自主防災組織活性化事業補助金を活用し、全額助成していたところでございます。これにより、平成27年度から令和３年度までの７年間で86名の方が防災士の資格を取得しております。

また、令和４年度からは、日本防災士機構から認定を受けた本市が養成機関となり、本巣すこやかセンターで防災士養成講座を開催し、２年間で中学生32人を含む135名の方が防災資格を取得しております。

また、現在自分たちが住んでいる地区・自治会の防災計画である地区防災計画につきましては、昨年度、各地域の自治会長会において計画のひな形を示し、策定を促進しており、現在７自治会において既に策定済みでございます。今後も各自治会での策定に向けた支援を継続してまいりたいと考えております。

公助による取組といたしましては、７月に開庁します新庁舎を災害対策本部とし、もとまるパークを大規模災害時に市外から派遣される警察や消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための救助活動拠点並びに市外からの支援物質を避難所に効率的に配分するための物資配分活動拠点として位置づけ、迅速な災害対策活動が行えるよう整備をしております。

出水期に入り、いつ、どこで起こるか分からない自然災害に備え、自助・共助・公助の連携により、防災・減災の体制を整えてまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

災害の対応は人材による。本巣市は多くの防災士資格者を生み出しています。その資格者の皆さ

んの御協力もいただきながら、実際の災害時にいかに首尾よく御協力いただけるか、そういった観点からも、災害に強いまちづくりを進めていかなくてはならないと考えます。各自治会への防災計画の支援の継続をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして職員の研修に防災を取り入れておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをいたします。

防災におきまして、発災後の初動対応が非常に重要でありますことから、議員が今回受講されました研修の講師であります元自衛隊一等陸佐であり、熊本県初代危機管理防災企画監のときには、熊本地震に直接対応された有浦氏に御指導いただき、昨年７月、災害発生後のフローチャートを作成いたしました。このフローチャートに基づき速やかに初動対応が取れるよう、昨年８月に実施した市総合防災訓練において、発災直後、３時間後、12時間後、それ以降の４段階について、自身や各課において対応すべきことを各職員がそれぞれ確認をしております。

また、昨年５月、降雨を起因としました大規模な土砂災害に対し、本巣市、揖斐川町、岐阜県及び国土交通省等の防災担当者の災害対応能力の向上に資するため実施されました越美山系大規模土砂災害合同防災訓練に参加をしております。この訓練は、越美山系砂防事務所が主体となり毎年実施されるもので、中部地方整備局や木曽川上流河川事務所、岐阜地方気象台、岐阜県、陸上自衛隊等の合計20機関がウェブ会議システムにより参加をしております。訓練を通じ、災害発生におけるそれぞれの局面に応じた判断力や対応力を養ったところでございます。

今年度は10月頃、本巣市本庁舎におきまして、４年ぶりに対面式による訓練が実施される予定です。この訓練により、高度で総合的な対応力の獲得と能力の向上を目指します。

さらに、避難所を速やかに開設し、運営ができますよう、５月21日には、清流の国ぎふ女性防災士会の伊藤三枝子会長を招き、災害時等に実際に避難所開設を担当する教育委員会の職員や学校の教職員、また市の職員防災士を対象に避難所開設運営リーダー養成研修会を開催いたしました。本研修により、平時の準備から実際の避難所の開設の方法、運営に係る知識や技能の向上を図ると同時に、避難所開設がスムーズに行えるよう、開設手順や資機材を収納した避難所開設ボックスを新たに導入いたしました。

今後も防災に関する研修や訓練を通じ、職員の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

幸いにも今お聞きいたしましたら、同じ講師から既に研修を受けた職員がおられることを知って、大変感動いたしております。

本市は近年、多方面にわたり、研修、訓練をされておられることをお聞きいたしました。ぜひこういった職員研修を初任者研修の中にも組み込まれて、多くの職員の皆さんが災害に対し危機管理感を強いものにしていただければ心強いと思います。

それでは、先ほど総務部長からお聞きいたしましたが、今後、新庁舎に移転し、環境や組織的なことも変わると思いますが、３つ目の質問で防災センターの設置について、市長さんにお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

議員の今御質問を言われました防災センターとは、地震や風水害等の災害が発生したときの防災活動の拠点、また迅速に復旧活動を行うための資機材の備蓄や情報の収集及び発信のための基地、また応援職員を受け入れ、情報の共有や各種調整を行うための活動拠点などの役割を担う施設だというふうに思っております。

今現在、建設中でございます新庁舎には、こうした災害に迅速に対応が取れるように、専用の災害対策本部を設置することにいたしております。

現在は、本庁舎の大会議室を災害対策本部として利用しているため、大会議室へパソコンやプリンター、電話機等の資機材を倉庫等から運び込み、設置し、また複雑なインターネットや電話線をその都度配線するため、災害対策本部の設営に時間がかかることが課題となっておりましたが、今回、新庁舎におきましては、専用の災害対策本部が整備されたことによりまして、こういった課題は解決されてきているというふうに思っております。

また、この災害対策本部室には、岐阜県防災情報テレビ会議システムや岐阜県被害情報集約システム、また本巣市の防災情報システムを即座に部屋の中に大きなモニター画面を設置する予定でございますけれども、それより前に、その画面に投影ができる８面液晶モニターというものを設置することにしておりますし、また地図情報、または現場写真のデータを記録管理できる実践型作戦テーブル、また現地災害対策本部となる根尾分庁舎と、やはり情報共有を円滑に行うための電子黒板等を導入いたしまして、今までとはかなり違った緊急時に迅速な意思決定が行えるような、いわゆる防災センターとしての機能を持った、こういった施設を整備することにしております。

また、先ほど総務部長が申し上げましたように、もとまるパークを救援活動拠点並びに物資配分活動拠点ということで整備をしておりまして、新庁舎におきましても、また震度６強に耐え得る構造になっているということもありまして、もとまるパーク、そしてまた新庁舎、この２つをうまく活用することによって、防災活動拠点としての機能が十分発揮できるんじゃないかというふうに考

えておりまして、今後も順次中身を充実しながら、こうした災害時に迅速に対応できる仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

新庁舎の周辺に備蓄とかいろいろ災害に備えての準備がされているということをお聞きしました。

また、防災センターの機能を新庁舎内の災害対策本部室、いわゆる防災室ということで、本巣市の防災コントロール室ということで大変ありがたいと思っております。

そこで再質問をいたしますが、それを担う職員体制、組織はどのようになりますか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長　藤原勉君。

○市長（藤原　勉君）

それでは、再質問にお答え申し上げます。

今、臼井議員のお話がありましたように、施設は造っても、それを扱う者が同じように強化されないと機能しないということは重々承知をいたしておりまして、今回、新庁舎ができることによりまして、行政組織の再編も今考えております。

現在、防災に関わる職員というのは、特に専任の担当職員がそうたくさんおるわけではございませんで、いわゆる兼務でやってきております。１名が防災安全担当ということで、総務課の総務係内に配置しておりますけれども、１名が専属でおって、残りはそれぞれ兼務のような形でほかの仕事もしながら、災害時には災害担当ということで対応しておりましたが、改変後、今回新庁舎ができた後におきましては、いわゆる防災安全係ということで、一つの独立した係を設置することにいたしておりまして、ここには専属で職員を、今想定ではチーフを含めて３ないし４名程度の職員を常時そこに張り付けることによって機能強化、施設の強化と併せて人的にも常日頃からスムーズに災害対応ができるような対策本部としての機能を十分発揮できる、そんな組織にしていきたいというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

その強力な組織が今後の本巣市を災害に強いまちとして、命を守る拠点として活動、推進されま

すことを心からお願いいたします。

最後に、４つ目となりますが、総体、全部含めて、今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原　勉君）

それでは、今後の対策ということについての御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、まず取り組んでおります大きな一つは、市の防災対策の要となります、いわゆる地域防災計画につきましては、令和４年６月に修正されました国の防災基本計画ですとか、それから令和３年８月に発生いたしました県内の記録的な大雨による災害の検証、また近年の施策の進展等を踏まえました岐阜県の地域防災計画もこれは修正が行われておりまして、国の防災計画、そしてまた県の地域防災計画の修正に基づきまして、そしてまた本巣市自身の、先ほど来御答弁申し上げておりますように、本庁舎の移転によります組織改正に伴います災害対策本部の組織体制の見直しということも併せて、いわゆる国・県、そして市の３つの見直しを行うことによって、本巣市の基本となります地域防災計画の修正を現在行っているところでございます。

この修正案につきましては、５月17日に開催いたしました市の防災会議に諮りまして承認されましたため、現在、パブリックコメントを実施いたしておりまして、市民から広く意見を募集しているところでございます。

新庁舎の移転後に速やかに災害対応が取れますよう計画の修正が完了いたしましたら、市議会議員の皆様方にも御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

また、避難所を早期に開設できるよう、避難所の開設手順や必要な資機材を収納いたしました避難所開設ボックス、先ほど避難所の開設云々というのは、専門家のお話を研修として受けて対応するということで総務部長からお答えいたしましたけれども、それに関連して、避難所開設ボックスというのを６月から新たに導入することといたしたところでもございます。こういうことによって、速やかに開設ボックスを開けることによって、どういう手順で避難所をつくってやっていけばいいかということが誰でも分かるような、そういうマニュアルを、手順を書いたものを６月から導入したところでもございます。

今後はこのボックスを使用いたしまして、指定避難所でございます各小・中・義務教育学校におきましても、避難所設営訓練を毎月実施していく予定にいたしております。

また、本年８月25日には、地震を想定いたしました市の総合防災訓練を実施することにしておりまして、能登半島地震の発災を受け、職員訓練といたしまして、電話が使えなくなった場合や新庁舎で断水や火災が発生した場合の対応、また心肺停止者への応急処置、それから広域防災拠点施設でありますもとまるパークに届いた支援物資を指定避難所に運搬するなど、これまでより実践的で厳しい想定とした訓練を実施することにいたしております。

また、10月には、市が養成機関となりまして、防災士養成講座を開催し、防災士の養成を推進し

てまいります。また、養成した防災士につきましては、他市の事例も参考としながら、災害発生時等によりスムーズな避難所の開設と円滑な運営に協力いただけるよう、いわゆる防災士の皆さん方にも避難所の開設のお手伝い、そういうこともしていただけるような、市の職員と一緒になって避難所を開設がスムーズに、そしてその後の運営も円滑にできるような、そういった防災士の活用なども今後検討していくことにいたしております。

また、各自治会等へ出向き実施いたします防災に係る出前講座等へ、本年３月に発足いたしましたホープ防災リーダーズの積極的な参画を促進してまいりたいと思っております。

能登半島地震で課題となりました生活用水の確保につきましては、企業との応援協定の締結によりまして、市の水道施設の配水池タンクから給水後、指定避難所等へ生活用水を運搬していただけるということには、この協定を結びまして、協力していただけるとなっておりますので、こういった対応も今後しっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、災害時に生活用水を提供していただけるよう、災害時協力井戸の登録制度というのを今設けておりまして、市民の皆様方や企業には登録をお願いしてまいりましたが、現在、既に10件登録をしていただいております。

今後におきましても、公助と自助、共助による総合的な地域防災力の向上により、防災について引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

かつて水害に直面したとき、災害対策本部長でございました市長さんが、根尾地域にいち早く避難命令を出されました。そのことが各種報道から称賛されました。そんな記憶がございます。

本当にそういう過去のことからも、本巣市は本当にしっかり災害に対してきちっと計画されたり、また実践が行われているということについて、いつも本当に安心はしております。

今後、そういう実体験や実践的な訓練を体験して、防災への意識の高揚を図り、安全で安心な本巣市づくりを目指していただければと思います。

これで１つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、２つ目の質問をお願いいたします。

不登校の支援や指導体制について質問をいたします。

文部科学省の委託調査によりますと、2022年で小・中学校の不登校は、全国で29万9,048人と過去最多を更新しております。本年３月末の新聞記事ではそのように発表されておりました。

こうした状況の中、現在、本巣の学び舎におきまして、不登校児童・生徒の学習支援等が行われています。

そこで１つ目の質問、本市の不登校児童・生徒の現状についてお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣市の不登校の児童・生徒の現状についてお答えします。

予測困難で変化の激しい社会、さらにコロナ禍の影響も重なり、子どもたちまでもが不安や息苦しさを感じ、全国で約30万人となった不登校の問題は、学校教育の喫緊の課題と言えます。

不登校の要因につきましては、家族の問題や本人の無気力など様々な要素が絡み合っていますが、ますます複合的かつ多様化しているのが現在の特徴と言えます。

令和５年度の本巣市内の年間30日以上欠席した不登校児童・生徒については、小学校で41人、中学校で60人となっております。1,000人当たりに換算すると、小学校は24.5人、中学校は64.9人となり、県や全国と同じような状況となっています。

現在、学校にはなかなか足が向かなくても、適応指導教室たんぽぽに２名、本巣の学び舎に10名の児童・生徒が通っており、自立に向けた個別のプログラムで支援を行っています。学校とつながり、オンラインで授業を受けている児童・生徒もいます。また、学級には入れなくても相談室などで学習や活動をする児童・生徒、放課後に登校して活動する児童・生徒もあり、個に応じた学びの在り方はどんどん多様化しています。

今後も児童・生徒の様子をよく見届け、不登校の未然防止、早期対応につなげるとともに不登校という状況を否定的に捉えるのではなく、個別の支援や多様な学びの場を個に応じて提供してまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

大変不登校児童・生徒に対して現状でも手厚い支援を行われております。

子どもたちの学習支援内容については、学び舎のところを少し訪問させていただきました。個別に対処されておられるようです。私がお尋ねしたときはまだ始まる少し前でしたので、お子さんたちにはお会いはできませんでしたけれども、本当に小さな小学生、そして中学生、それぞれに時間を分けて御支援をされているということをお聞きしております。

児童・生徒にとって不登校の要因は様々だと思います。

先般、私の孫も中学生なんですが、クラスに不登校の子はいるのということを聞いたところが、１人いるというふうに聞きました。市外のほうですけど、じゃあどうしてその子は来られないのということを聞きましたら、やはり苦手な子がいるからだ。でも、その子は部活には来ると言ったので、何で部活には来るのということで聞きましたら、部活には僕の苦手な子がいないからというこ

とで、そんなようなことも一つの不登校の要因というふうになっているようです。不登校といいましても、その子の場合はまだ部活に来るということもありますので、何とかいい方向に向かうかなというふうには期待しております。

本当に子どもたちの学習支援というのは大変なことだと思いますが、一人でも多くの子たちが学び舎に来て学習したり、運動をしたり、心を癒やす場所にするためには、体育館とか図書館なども近くて利用できることが望ましいのではないかと考えます。

新庁舎への移転に伴い、空いた部屋などを活用して、体育館、図書館、多目的広場など利用できやすい支援環境の拡充の検討も必要ではないかと考えます。

そこで、２番目ですが、学習支援等の拡充についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学習支援の拡充についてお答えします。

本巣市では、不登校の子どもが学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、様々な対応を行ってきました。

全ての学校に教育相談員を配置し、家庭訪問によるアウトリーチ支援を行ってきました。また、これまでの相談室を校内教育支援センター（学びのスペース）として位置づけ、相談のみならず学習できる環境を整えています。

令和４年度には、不登校の学校以外の学習拠点として、本巣の学び舎を開設しました。

学び舎は心地よい光が差し込み、明るく開放的な空間となっており、そこでは自分が学びたいことが学べるマイプラン学習を取り入れ、生き生きと学び、活動する姿が増えてきました。さらに、同施設には数学ワンダーランドがあり、算数・数学好きの子どもが様々な教材・教具に意欲的にチャレンジする姿、運動好きな子どもが施設前の芝生広場でドッジボールに興じたり、紙飛行機を飛ばしたりする元気な姿を生み出しています。

また、送迎した保護者と共に裏山のハイキングコースを歩きながら、家庭では見られない親子の触れ合いが見られたりしています。

学校に通うことが難しい子どもたちが、学び舎で閉ざされた心を解放し、自分の興味・関心のある学習に取り組むなど、安心して多様な人々との関わりを体験できる最適な場所となっています。

学習支援等の拡充という点からは、まずは今の本巣の学び舎のさらなる充実を図ることが最優先となります。具体的には、幅広い多様な学びができる指導体制の整備やカリキュラムの編成、学習支援ボランティアの募集などを進めてまいります。さらに、市内には学び舎にも学校にも足が向かない子ども、どこかで本気になって勉強したいと願っている子ども、学校に行けず子どもの学力や進学を心配する保護者など、苦しんでいる子どもや保護者がいます。こうした前に踏み出せていない子どもたちにも光を当てるために、これまで以上の学びの場を確保する必要があります。

今後は、本巣の学び舎の充実に加えて、様々な施設を活用するなどの拡充も視野に入れ、全ての不登校の児童・生徒に学びの機会が保障されるよう、一人一人のニーズを丁寧に把握しながら多様な学びの場を工夫してまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当に現在の本巣の学び舎は大変よい環境にあると思います。

また、それに加えて、教育長がおっしゃいましたように、他の施設にもそういった支援の場を広げて、少しでもいろんな、もちろん小学生、中学生、本当に体を動かしたい中学生が多くいると思います。そして、うちから外に出られず、家に籠もっていろいろ家の中で学習したりという子もいると思います。そういった子たちのために何とか少しずつ施設などなどを利用して、あらゆる手段で支援ができればということを今回私も考えました。

そこで、現在使用している施設を新庁舎の移転後、教育支援として利用することについて、総務部長さんに３番目の質問でお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、現施設を教育支援として利用することにつきましてお答えをさせていただきます。

新庁舎への行政機能移転に伴う旧庁舎の利活用につきましては、今年の３月議会の一般質問で答弁をさせていただいたとおり、令和５年３月に旧庁舎の跡地利用の検討を行うための本巣市公共施設等跡地利用検討委員会を設置し、計５回の会議を経て、令和６年３月末に提言を受けております。

その中で、本巣本庁舎及び真正分庁舎の利活用方針については、個別施設計画のロードマップにおいて、移転・統合とし、移転・統合先が未定である公共施設を移転候補とした上で、候補施設移転後の余剰面積分の利用について、市民のアイデアを出し合い、意見をまとめ上げていく場、いわゆる市民ワークショップの開催の提言をいただいているところでございます。

今後、検討委員会からの提言を受け、さらなる市民との対話を通じて最終的な利活用方法を決定し、実現していきたいと考えておりますが、現段階では、余剰面積分の利用をどのように利用していくかは決定していない状況ですが、施設の一部を教育支援の施設として利用することは可能かと考えますので、教育委員会とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

現在の支援にも増して、不登校児童・生徒の健全な成長を願いまして、さらに支援を充実するために、４番の質問で今後の不登校児童・生徒への支援につきまして、教育長さんにお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の不登校児童・生徒への支援についてお答えします。

令和５年３月に文部科学省はＣＯＣＯＬＯプランを示し、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保するための環境整備の方向性を示しました。

本市では、それ以前から学びの機会を保障することを重視し、学校での学習支援体制の整備に加え、令和４年度に本巣の学び舎を開設し、その対応に当たってきました。

しかしながら、不登校の児童・生徒の状況は様々で、なかなか家を出られない子もいます。国が示す全ての不登校の子どもという点では、まだ課題も残っております。

今後、一人一人のニーズを丁寧に捉え、それに応えていくこと、学校と同じ勉強や活動ができる工夫をすること、不登校児童・生徒が市内全校区で存在するため、各地区での拠点を整えることなどが必要になってきます。具体的には、本庁舎の跡地も含め空いた公共施設の新たな活用、不登校の児童・生徒を指導できる人材の増員や民間ボランティアなどの公募、学びの多様化学校の設置などを包括的に検討し、市全体の不登校支援を再構築してまいります。

今後も多角的なアプローチから様々な困難を抱えている不登校の児童・生徒に寄り添い、安心して学び、活動できる環境をつくり出すために、今できる最大限の努力をしてまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井さん。

○１４番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

昨日も本巣市青少年の主張大会が本巣文化ホールで行われました。本当に多くの子どもたちの夢や願いや希望をしっかり聞くことができました。本当に親のこと、社会のこと、そして自分の未来のこと、多くを少年たちが語っておりました。

こういった子どもたちを今後一人でも多く健全育成することが大人、いわゆる行政の責務だと思います。子どもたちが孤立しないよう、温かい本市の不登校児童・生徒への支援を今後もさらに御検討いただきたいとお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、１番　吉村知浩君の発言を許します。

○１番（吉村知浩君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

それでは、早速一般質問のほうに移っていきたいと思います。

まず大枠４つの質問をさせていただきたいと思います。

１つ目の質問、物価高騰に伴う制服や体操服を含む学用品に対しての金銭的負担軽減についてということで、これは保護者の方から、私んたの子どもの体操服だけえらいほかの学校より高いと聞いたんやけどということで問題提起がありまして、調べたところ、どうもそのようだということで、それに対して今後どういうふうなことができるのかということを考え、質問させていただきます。

１つ目、保護者の金銭的負担軽減について現状はどうなっているか、また現在行っている対策はあるか、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それでは、保護者の金銭的負担軽減対策の現状と現在の対策についてお答えします。

本巣市では、これまでに子育てしやすいまちを目指し、様々な保護者に対する金銭的負担軽減のための施策を実施しております。

令和６年２月に市制20周年を迎えましたが、平成16年２月に合併して以降、小学校入学時には、全ての新入生にランドセルとヘルメットを贈呈し、保護者の金銭的負担を軽減する努力をしてまいりました。この施策は旧糸貫町から続くもので、長きにわたり金銭的軽減に努めております。

コロナ禍以降、日用品や食品等の値上げが相次ぎ、止まらない物価高騰の波は子育て施策に大きな負担を与えていることは十分に認識しています。

令和４年度、令和５年度には、コロナ禍によって負担が増している家計を支援するために、保護者の金銭的負担が大きい児童・生徒の給食費を無償にする施策を行ってまいりました。さらには、令和６年度、給食における地産地消事業を推進するために、賄い材料費5,000万円を予算化し、県内でも最も給食費が安価な状況をつくり出し、家計負担の軽減を行っております。

準要保護児童・生徒に対しましては、毎年、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動費、クラブ活動費、ＰＴＡ会費、卒業アルバムなどの就学援助費を支給しております。さらに、新入学児童・生徒には、入学祝い金として、かばん、学生服、上履きといった学用品につきましては、小学１年生で５万4,060円、中学１年生で６万3,000円の支給を加え、小学校約110名、中学校約80名に対しまして約1,500万円の支援を行っております。

今後、全ての児童・生徒に等しく義務教育を受けることができるよう、経済的に配慮することが必要な児童・生徒につきましては、引き続き就学支援の制度を活用いただき、金銭的負担軽減を図っていきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

問題意識を持って取り組んでいただいていること、常々感じております。

昨年のコロナ補助金を給食費無償化に充当していただいたこと、非常に市民からも感謝の声が上がってきています。

それでは、２つ目の質問、市内の学校ごとで対応にばらつきが大きい現状に対して、今後どのように対策していくのか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

学校ごとで対応にばらつきが大きい現状に対する今後の対応についてお答えいたします。

これまで制服や体操服といった学用品につきましては、それぞれの学校が児童・生徒、保護者を交え、価格、利便性、耐久性等を視点に何度も対話をしながら選定し、決定してきたものでございます。現在使用しているものが長年に及び決定した当時の選定理由等が引き継がれないまま、昨今の物価高騰も相まって、制服や体操服の価格のみに注目されている傾向が見られます。

本巣中学校、真正中学校、糸貫中学校は、令和４年度より制服の見直しを始め、令和６年度４月より新たな制服へと変わりました。この見直しにつきましては、先行した根尾学園後期課程の歩みを参考にして、当事者である４校の管理職とＰＴＡ役員が一堂に会し、何度も検討会を開いて新たな制服を選定してきました。この選定に当たっては、以前の学生服より安価になるよう素材やデザインを業者とも検討し、関係する全児童・生徒、全保護者にアンケート調査を実施して、多くの児童・生徒、保護者の賛同が得られるような制服の検討を進めてきました。さらに、兄弟姉妹関係でリユースが可能となり、これまでの制服を着ることができるよう移行期間も設け、金銭的負担軽減も行っています。

また、小学校において、規制の体操服を着用しているのは、真正地域の真桑小学校と弾正小学校のみです。

今回アンケート調査を行っており、体操服について金銭的な負担があり、変更したほうがよいと回答している保護者は54.5％です。半数以上の保護者は物価高騰による負担を感じています。

今後、教育委員会といたしましては、当事者である児童・生徒、保護者、学校が主体となって解決できる学校組織となるよう指導、助言してまいります。

さらには、各学校が取り組む金銭的負担を軽減するリユースなどの活動が促進されるよう働きかけを行ってまいります。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

アンケート調査を行ったということで、実は僕も小学校５年生の子どもがいるので、アンケートを実際見たんですけど、アンケート調査を行った学校の範囲とアンケートを行う上で、今現状はこうなっているんだけどどう思うのかという現状の説明がどこまで行われたか。

あと３択と聞いていますが、項目はどんな文章で行ったのかお答えください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

髙木事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それでは、アンケート調査についてどのように実施したのかということについてお答えします。

今回のアンケートにつきましては、真正地域の真桑小学校、弾正小学校、真正中学校の３校の各学校長及びＰＴＡ会長の連名で保護者に対して実施調査を行ってきました。

内容といたしましては、現在使用している体操服につきまして、現在使用しているものでよい、もう一つ、現在より安価なものに変更したほうがよいという２択と併せて様々な自由意見を記載していくような内容で実施をさせていただきました。

今後につきましては、この意見を踏まえて、学校、ＰＴＡとも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

アンケートを行う上で現状の説明はあまりしなかったということでいいですか。

はい、そのようなことで聞いています。

アンケートの取り方に少し問題があるのではということも保護者の中から聞いています。何も前情報がない中で、このままでよいかよくないかの２択を迫られる、あるいはもう一個は、私はそれに該当しないと、保護者がいないので該当しないみたいな項目があったらしいんですけど、本当にそれで適切な意見が吸い上げられるのかどうかということが少し疑問だなという内容だった。

そこの中で半数以上が少し問題がある、検討したほうがいいんじゃないのかという意見だということ、保護者も何でこのアンケートが来たのだろうと想像で答えても、そういうふうになったということで、問題はあるのかなと思うので、今後検討していただいて、安いだけがいいわけではないし、デザインとか強度とか、子どもたちにとって何が大事なのか総合的に考えて、保護者の意見もしっかりと吸い上げて検討していただければと思います。

それでは、大枠２つ目の質問に移りたいと思います。

行政バスの貸出しについてです。

部活動や少年団の活動費には限りがあり、市として、資金の援助以外にも最小限の投資で大きな効果をもたらす取組であると考えるからです。

１つ目の質問、現在の市内団体による行政バスの使用状況をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、行政バスの使用状況についてお答えをさせていただきます。

令和５年度の実績といたしましては、行政目的で193回、行政目的外で61回使用しております。コロナ禍も明け、運行回数も戻ってきた状況でございます。令和６年度はさらに使用が増える見込みとなります。

行政バスの目的外使用につきましては、公共的・公益的団体が使用することができ、具体的には文化協会やスポーツ協会、社会福祉協議会等の公的活動を支援するため、公務に支障がない範囲において、本巣市の行政バスの貸出しを行っているところでございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

再質問、お願いします。

今、行政目的外で61回使用したということですが、61回のうち部活動及び少年団で使用した回数が何回になるか教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

この61回のうち、今言われました団体の使用回数というのは把握はしていないというところでございますが、土・日の稼働状況につきましては61回ということでございますので、そのうちどれぐらいかというのは現時点では把握しておりません。以上です。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

それでは、次の質問に移ります。

現状の貸出条件について教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、現状の貸出条件についてお答えをさせていただきます。

行政バスの目的外使用が利用できる団体は、営利を目的としない公益的・公共的団体になります。具体的には、自治会、子ども会、文化協会、スポーツ協会、市が活動を補助している団体等でございます。

使用目的につきましては、公共的・公益的団体が研修等を目的とする場合に使用することができ、明らかに親睦や旅行等の目的では使用できません。また、行き先が遊園地、民間テーマパーク等は原則認めておりません。

また、スポーツ少年団部活動、部活動支援クラブにつきましては、団体が多数ございますので、それらの団体の全ての活動に対し行政バスの目的外使用を認可してしまうと、その他の団体が使用する機会がなくなってしまう可能性があるため、東海大会といった岐阜県を代表して出場する場合での利用に制限をさせていただいております。

使用時間は原則８時半から17時15分でございまして、研修の場合は使用時間内に帰れるよう行程を組んでいただいております。使用時間を超える目的外使用は大会や式典のみとしており、総運行距離は300キロメートル以内とさせていただいております。

定員は１号車、２号車ともに28名でございまして、乗車人数は８名以上でお願いをしております。

使用受付については、使用予定日の３か月前から仮予約をすることができ、使用予定日２週間前までに申請書を提出していただいております。

行政バスの目的外使用につきましては、本巣市行政バス目的外使用に関する要綱を策定し、補足といたしまして、許可申請時の参考として行政バスの目的外使用についてを申請者に配付しております。

しかし、先ほども申し上げました部活動等への貸出条件等を含め、詳細な事項までは記載をしておりませんので、今後は貸出条件を含め運用に必要な取決め事項を具体的に明示し、利用者が利用申請をする際、分かりやすくしていきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

先ほど１号車、２号車とありましたが、行政バスは全部で２台という認識でいいかということと、インターネットを使用した予約システムの利用計画というのはないのかというのをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

行政バスは２台かということでございますけれども、現在２台で運用をしております。

それから、インターネットを利用したバスの予約システムの利用について、利用計画はということでございますけれども、行政バスの予約システムの導入につきましては、本巣市ＤＸ推進計画の基本方針にもございますとおり、市民の利便性の向上及びデジタル技術の活用による市役所の業務の効率化を図るために必要であると考えております。しかし、システム導入には費用が発生いたしますので、他の予約が必要な施設と共同でシステム導入をするか、また既に社会教育施設において予約システムが稼働しておりますが、そのような既存のシステムを利用できないか検討していく必要があると考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

おっしゃられた施設を借りるときに、インターネットを経由してやっているシステムがあるので、それをぜひちょっと活用していただいて、よりいいシステムになるように定期的に見直して、そのタイミングで導入のほうを検討していただけると助かるなと思います。

もう一点、行政バスを借りるときの利用料はどうなっているのか、また実際市が負担する経費というのはあるのか。あればどのくらい、幾らぐらい市が負担しているのかということをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問を村澤総務部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、この目的外利用に対する利用料を今後どうするのかという話等々でございますけれども、目的外利用において、利用者から御負担いただいている費用については、燃料代、高速料金、駐車場代金等となっております。運行に係る費用につきましては、市が外部委託をして負担をしており、令和６年度の委託料ですと、１時間当たり2,695円でドライバーの拘束時間込みで支払いをしております。往復で８時間かかった場合は、８時間分の費用２万1,560円を負担することとなります。なお令和５年度は行政目的での運行も含め、約415万円を支出しております。

利用料の徴収につきましては、行政バスは白ナンバーであるため、有償で運行することは営業行為となり、道路運送法違反となりますので、利用者より利用料を徴収することは考えていないところでございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

市民感情とすれば、税金で賄っている行政バスが役場に止まっているのに、市民は別でリース料を支払い、借りていることに疑問を持っています。全ての団体に貸出しをすることはできないと思いますが、不公平という見方も出てきますが、抽せんという方法等も検討しながら、市として、市内団体の支援になると思うので、早期の開放、少しでも市民のためになるように検討していただけると助かります。

それでは、大枠３点目の質問に移りたいと思います。

前の一般質問でも質問させていただいています。個別避難計画についてです。

災害時避難行動要支援者の生命、体を守るために、名簿の作成はその初めの第一歩になると考えています。

前に一般質問したということもあり、その経緯と課題について聞いていきたいと思います。

１点目の質問、個別避難計画の進捗状況をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

近年の豪雨や地震災害の発生により、高齢者、障がい者などの災害弱者の避難が遅れ、犠牲になることが多発したことを受け、令和３年５月には国の災害対策基本法の一部が改正され、災害発生時、自力で避難することが困難で特に支援をする人、避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であります個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、地域の実情に応じておおむね５年程度で作成に取り組むこととされております。

個別避難計画の作成に当たりましては、本人の状況等をよく把握し、信頼関係の構築も期待ができる福祉専門職の参画が極めて重要であることから、本市におきましては、令和４年度以降、市社会福祉協議会に計画作成を委託し、単身世帯の要介護３以上や75歳以上の人、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する人を登録する避難行動要支援者名簿のうち、計画作成の同意が得られた優先度の高い避難行動要支援者から順次個別に連絡を取り、計画作成に努めているところでございます。

議員御質問の個別避難計画の進捗状況につきましては、令和４年度以降、避難行動要支援者名簿の全ての登録者1,334名に対しまして計画作成意思の確認書を送付し、計画作成の同意が得られた428名、32.1％のうち342名、79.9％が令和５年度末までに作成済みとなっておりますが、今後も引き続き、これまで計画作成の同意が得られていない対象者906名、67.9％や新たな避難行動要支援

者名簿の対象者につきましても、計画作成の同意の取付けに努めてまいりたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

うちの母親は、障がい者児童の保育をずうっと若い頃から行っていて、その関係で何度か会う機会があって、一つ相談されて、自発呼吸ができない子どもがいると。コンセントがないと停電になったときに何時間かはバッテリーで大丈夫だけど、その生命をつなぐのにコンセントがある避難所に行かないと命がつなげられないんだけど、どこに行けばいいか分からないということから、この個別避難計画について前の議会で質問しました。

そこで今、順当というか、頑張ってやっていただいているということで、これからの課題について、どんな課題があるのか聞かせてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋君。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在まで避難行動要支援者名簿の７割弱の対象者から計画作成同意が得られておりません。

今後は、広報紙、ホームページなどにより、平時からの避難行動要支援者名簿と個別避難計画の重要性、必要性など、改めて広く周知する必要があると考えております。

一方、個別避難計画の作成同意は得ておりますが、計画作成までに至っていない対象者が86名、20.1％ございます。

計画作成に至らない主な理由といたしましては、本市のみならず全国的に同じ傾向ではありますが、災害時や災害発生のおそれがある有事におきまして、家族、親族の支援が受けられない在宅の要支援者に対する避難情報の伝達や、一緒に避難していただく近隣住民を想定する避難支援等実施者がいないことも判明していることからも、避難支援等実施者の成り手不足、それが一番の課題であると捉えております。

しかしながら、記憶に新しい本年１月の能登半島地震におきましては、自分で自分を守る自助はもとより、近隣住民などにより地域で助け合う共助の重要性、必要性を改めて認識させられたことからも、今後も自治会等と連携を密に図りながら、避難支援等の実施者、協力者の選任を支援し、個別避難計画の作成につなげてまいりたいと考えております。以上です。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

避難支援等実施者の成り手不足が課題ということ、なかなかそれだけを目的とした声かけでは限界があるのかなと思います。自治会等と連携、やっぱり自治会の果たす役割はすごく大きいなと。元から知っている、顔の見える関係の方から助けを求める、求められるという関係が一番かなと思うので、ぜひ少しでも進捗できるように頑張っていただきたい。自分にできることがあればやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、大枠４点目の質問に移ります。

今後の部活動の在り方についてです。

部活動において非常に多くの市民の声をいただくことがあります。市内の子どもたちが、この先も部活動を通して学ぶべきことを学び続けられるように、さらなる環境整備が必要だと感じています。

そこで１つ目の質問、部活動の指導者不足の現状や指導者の資質向上に向けての取組をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

部活動の指導者不足の現状や指導者の資質向上に向けての取組についてお答えします。

本巣市では、休日の部活動の地域移行は、県内のどこよりも早く準備に着手し、他市に先駆け令和４年度から本巣市部活動支援クラブをスタートさせています。

支援クラブは、部活動同様、生徒が安全で安心して活動できる体制を構築しており、県内各地でなかなか地域移行が進まない現状において、そのモデルとなっております。現在、部活動支援クラブは41クラブあり、地域指導者として81名が登録し、休日の指導に当たっています。全ての支援クラブに地域指導者が位置づいてはいますが、指導者の専門性や指導の在り方、さらには人数などに違いがあるのが現状です。そのため、指導者の資質向上や指導者確保は不可欠であり、本市においては、その対策として主に次の３つの取組を行っています。

１つ目は、市独自で作成した部活動指導者手引、サブタイトル「一人一人の子どもたちの「いのち」を大切に！」という冊子を全ての指導者や育成会に配付し、指導の基礎基本としています。

手引では特に生徒一人一人の人間性や人権に配慮した指導内容を解説しています。体罰、ハラスメントを引き起こす要因やふさわしい声のかけ方、関わり方など、具体的な事例を提示するとともに生徒が主役となるための目標の立て方、勝利至上主義に陥らず、勝ちや負けからも学ぶ勝敗主義を大切にすることも示しています。

２つ目は、指導者研修会の実施です。

毎年、市主催で２回、県との共催で３回の指導者研修を行い、指導者の資質向上を図っています。大学教授や県の部活動指導に当たる責任者らを講師に迎え、指導の心得、生徒の心身の発達、効果

的な練習方法などを学び、旧態依然の指導に陥らない質の高い指導につなげています。

３つ目は、部活動特任指導員の巡回指導です。

部活動指導にたけた退職校長である指導員が定期的に練習や試合などを巡回し、指導しており、よき指導を称賛し、問題点は早期の指導改善につなげています。

これらの資質向上に併せて、よりよい指導者を確保するため、今後、県及び市のスポーツ協会や県の指導者バンクとも連携し、市の指導方針を十分理解した指導者を委嘱するよう努めてまいります。

主役となる生徒が自己肯定感を高め、今後の人生に生きて働く価値ある部活動となるために、指導者の育成には特に力を入れていきたいと考えております。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

近隣の市町村の現状を少し聞いて回ると、かなりひどいというか、部活に入っている子が本当にごく一部で、ほぼ帰宅部。なかなか本巣市も厳しい状況だなと思ってはいたんですけど、全然本巣市はこんなにすばらしいのかということに逆にびっくりしてしまって、やりたい子どもが、やりたいスポーツができる環境にある。今、本巣市はその状態ではあると思います。それはやっぱりそういうシステムをつくっていただいたということで、すごく感謝しています。一日でも長くこの状況、子どもたちが部活動を通していろんなことが学べる状況を守っていくということで、さらなる活性化が必要なのではないかと思い、次の質問に移らせていただきます。

今後、平日の部活動と休日の部活動の在り方や地域との連携についてどう考えているか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の平日と休日の部活動の在り方、連携についてお答えします。

部活動は、スポーツや文化活動を通じて、自己肯定感や責任感、連帯感などを育むその教育的意義は大きいものです。

本巣市型部活動は、主役である生徒がその教育的意義を実感できるよう平日の指導をする学校と休日の指導をする地域指導者が常に指導方針、練習の内容、生徒の状況などの情報共有を図り、学校や地域指導者、保護者が連携し、一貫して指導に当たることが重要となります。

この体制の下、休日は地域指導者がその専門性を生かした指導がなされ充実していると感じておりますが、平日の取組にはまだ課題があると捉えています。あくまでも平日は部活動の意義を踏まえた教育活動であるべきです。学校が責任を持って指導し切る体制を再構築するとともに、活動の

主体である生徒自身が受け身ではなく自分たちで進めていく部活動にしていくことが必要です。

そのため、学校と地域指導者とが今以上に連携強化を図る必要があります。現在、中体連の大会が進んでおりますので、新たな体制へと切り替わる時期に、いま一度、連携の在り方を見詰め直し、中学校長会や指導者と学校の連携会議などを通して、平日と休日の活動が一貫した指導方針の下で、活動の主体が生徒になるよう改善してまいります。

今後、生徒自身の部活動に対する意識改革を図り、指導者らの助言を受けながら、生徒自身が目標を持ち、練習を計画し、主体的に活動する部活動に変革してまいります。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

実のところ、休日の地域指導者が休日に一生懸命子どもを教えて、しかしながらなかなか平日の部活動では仕事を抱えながらの指導ということで直接指導することが難しい。そんな中、子どもたちが自分で考えて、自分たちの課題を見つけて、例えばサッカーでいうなら、俺はキックが下手だからキック練習をしようとか、トラップが下手だから今日はトラップ練習に重きを置こうとか、自分で自分の課題を見つけて、それを克服していく練習をやっていくことが今後必要になっていくということ。まさに僕もそのとおりだと思います。それは子どもにとってかわいそうな状況ではなく、プラスに捉えてより成長できるいい機会でもあると思うので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

今、本巣市では、地域の指導者に対し報酬を出すという支援を部活動地域移行の予算として行っていますが、部活動支援クラブのみ支援を行っていて、土・日どちらかにその報酬がとどまっていると聞いています。例えば平日の夜、週に１度練習を行って、土・日両方とも練習を行ったとき、それは子どもたちにとってオーバーワークにはならないと考えています。現在の状況でその支援を受けられるのは３分の１、１日のみにその状況ではなってしまいます。

実際は保護者クラブということでやっているので、保護者がその報酬を負担して支払うべきだというような基本的な考え方でもあると思いますが、全ての環境の子どもたちに今の活動できる環境を守っていくという意味では、保護者の負担といったものを増やすということはなかなか難しい。それが分かっている指導者は、指導料等は請求していないというふうに聞いています。

また、別のクラブではかなり高額なお金を保護者から集めて支払っているということも聞いています。

国の考えは国の考えとして国から出るものはもらう、そして足らない部分は市でさらなる拡充、ただでさえ満足できるような金額を支払っているわけではないと思います。そこに来て、実際に指導した半分にも満たないお金しか計上できない、そういった部分は少し疑問を感じます。答弁を求めませんが、ぜひ検討していただいてやっていただけるといいなと思います。

それでは、３つ目の質問、最後の質問に移ります。

部活動において、大人と子どもが共に取り組む体制をつくっていくことはできないかということで答弁をお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

部活動で大人と子どもが共に取り組む体制をつくることについてお答えします。

子どもたちが世代を超えて大人たちとともに活動することは、多様な価値観に触れ、見方・考え方の幅を広げること、社会的スキルを学び、相手を尊重する心を育むことなど、人間形成において大変意義があります。

私はかねてから、同年代で集団をつくるのは世の中で学校だけであり、部活動に限らず教育全体で社会と同じく年齢がごちゃ混ぜの環境をつくって学ぶことの必要性を感じています。ですから、スポーツや文化活動に興味関心を持つ同好の大人や子どもが、力を抜かずに競い合ったり、共に作品を創り上げたりする体制をつくり上げることは、社会と融合したこれからの目指す部活動と言えます。

スポーツや文化活動を通して、様々な世代が交流し、生涯にわたって楽しむことができる体制をつくるために、次の３つのことに取り組んでいきたいと考えています。

１つ目は、スポーツ協会などとコラボして、様々なスポーツ種目と部活動とを融合するような体制づくりです。

市内には多くのスポーツ団体があり、精力的に活動をしています。そのスポーツ団体と協力し、スポーツの魅力や奥深さをそれぞれの世代が実感し合える活動体制を構築していきたいと考えています。種目によってその体制や競技者数に差があるため、一つずつでもよいのでできるところから進めてまいります。

２つ目は、文化部の活動において、文化協会や地域の愛好家などと関わる体制づくりです。

文化部の活動は、その専門性から活動している団体等に限りがありますが、吹奏楽部や美術部、茶道部などと関わりを持ってくださる方々を見いだし、協力体制を構築してまいります。

３つ目は、それぞれの部で活動した卒業生が指導者として地元に戻ってくるまちづくりです。

市内のサッカークラブなどでは、大人から子どもまでもが共に活動する体制が自らの力で構築されています。高山市などでは、部活動を経験した子どもがより多く指導者や教師になって戻ってくる体制整備も進めています。本市においても、中学生が小学生を指導するような場面を設けるなど、未来の指導者になる仕組みづくりも進めてまいります。

これらの考え方や取組を多くの人たちと共有し、世代を超えて地域全体で部活動に取り組む、言わばごちゃ混ぜラーニングのような体制づくりを目指していきます。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

ごちゃ混ぜラーニング、すばらしい取組だと思います。

先日、飯尾議員や髙橋知子議員、鍔本議員と、あと議長と市長も一緒に東京のほうに要望活動に行きました。

僕の行ってきた目的は、この部活動の地域移行です。国のほうに全国一律で物事を考えないでほしいと。都内の実情と僕たちの住む本巣市ではまるで違うと。本巣市は本巣市のやり方で子どもたちの部活動を守っていきたい。そのためにぜひ国として支援をお願いしますということで行ってきました。

また、代議士のほうからは、次はスポーツ庁の官僚とぜひ地域の実情を伝える場を設けるので、また東京に来いということも言っていただきました。ぜひそれまでにきちっとした資料を作り、この本巣市の部活動を守るために入念な準備をしてから、また行ってきたいと思います。

本巣市版とよく教育局長が使われます。それは本巣市や本巣市の実情に合ったということになってくると思います。本巣市版かと思ったら、今回はごちゃ混ぜラーニングということで、ぜひ推し進めていただいて、子どもだけのみならず市民のみんなが意欲を持って生活できる、幸せを感じられるすてきな取組だと思いますので、ぜひ推し進めていただきたいなと思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分から再開をいたします。

午前10時32分　休憩

午前10時47分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、２番　髙橋知子さんの発言を許します。

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

主に３つの質問を予定しています。

質問の前に、先月５月号の本巣市の広報の特集を皆さんは覚えていらっしゃるでしょうか。テーマは、子育てをしながら私らしく輝くというものでした。子育てと仕事の両立について特集をされていました。女性活躍について、そもそも何もやっていなければこのような特集はできませんし、取りあえず取り上げられるようになった本巣市の今後に大いに期待いたします。

また昨日、本巣市青少年育成市民会議総会及び少年主張大会では、どの子もそれぞれの気づきが深く、心が揺さぶられるような感動的な発表ばかりで、中には本巣市について具体的にこうあって

ほしいという主張もあり、大変頼もしく思えました。私も負けずに、本日も主張していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、性教育について質問いたします。

性教育の質問は議員になって２度目ですが、今回また質問しようと思ったのは、共同親権とジャニーズ問題が大きな話題となったことからです。先月、離婚後の共同親権の導入された民法などの改正案が参院本会議で可決・成立されました。世の中では賛否両論で、共同親権を選択する際には父母双方の真意によるものか確認する措置を検討することなど修正は入りましたが、物的証拠のない虐待やＤＶなどがあった場合の適切な判断が懸念されています。基本、そのような被害は人の目に触れる中で堂々と行われるようなものではありませんから、心配は当たり前だと思います。

先月、岐阜市にあるＤＶ当事者支援と女性や子どもの安心な社会づくりを行うＮＰＯ法人あゆみだした女性と子どもの会設立20周年記念講演会を聞きに行った際、理事長が挨拶でいつかなくなるといいと思いながら支援を始めたものが、もう20年もたってしまった。その間、そういった女性たちを救うような法律や制度は幾つかつくられてきたのにもかかわらず、相談数は一向に減らない。共同親権が通るともっと相談が増えるとおっしゃいました。

また、記念講演として、共同親権にも反対された野田聖子衆議院議員が講演をされ、インターネットでいとも簡単に性が解放されているこの世の中で、教育現場において性を教えないことはもはや悪であり、文科省の性教育のいわゆる歯止め規定を今こそ外すべきと強く言われました。

また、同じく先月、自民党全国女性議員政策研究会にて、石川県知事と全国の被災地公益社団法人Civic Force代表理事の方のお話をお聞きしました。Civic Forceは、日本で起きる大規模災害に対し、企業、ＮＰＯ、行政などの連携によって迅速かつ効果的な支援を実現するための組織で、能登半島地震でも真っ先に動き、現在も支援を続けてみえる団体です。そちらの代表に、現実と報道されることで一番ギャップを感じることは何ですかという質問に対し、生き残った方々への支援は、物資以外にも教育、心、そして性被害へのサポートが必要で、特に性被害に関してはほとんど報道されない。被害に遭った子どもたちは、最初自分の身に何が起こっているのか分からないということをおっしゃいました。被害者の年齢が幼く、正しい知識がないと、被害者が何をされているのか分からないまま被害が続くといったことが起こり得ます。

過去の地震から、震災避難所での性被害の教訓がありながら、能登半島地震での避難所でも残念な事件が起こっているという現実。避難所の女性特有のニーズに対応する支援なども含め、一番大事なことは、起こってから対応を考えるのではなく、起こるを前提に準備しておくことと念を押されました。

さらに、先日新聞記事にも取り上げられていましたが、旧ジャニーズ事務所の性加害問題が大きく報道された影響もあり、現在、性別に関係なく被害の相談が増加しているとのことです。以前質問した際に、教育長からは本巣市は本巣市版性に関する指導計画があり、養護教諭をはじめ全職員への研修、また幼児期からの性教育を確実に実施するという御答弁でしたが、近年、このような事態から、いま一度、命の教育、性教育の時間をさらに増やしていく必要があると考え、改めて質問

します。現在の本巣市の命の教育、性教育の現状はどのようなものですか。教育長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣市の命の教育、性教育の取組についてお答えします。

性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、被害者の心身に長期にわたり重大な影響を及ぼす、決して許されない行為です。しかし、その被害は後を絶たず、内閣府の示したデータによると、性暴力被害で最も多い年代が10代以下という結果が出ています。さらに、その加害者は大多数が顔見知りであるということが分かっています。こうした状況から、命の教育、性教育で命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切にし、自分や相手一人一人を大切にする態度等を発達段階に合わせて身につけることが大切です。

本市におきましては、その重要性を踏まえ、令和３年度から教育の重点として性教育を含めた本巣市命の教育の推進に具体的に取り組んできました。特に、性教育では児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるよう、先ほどお話がありました本巣市版性に関する指導計画を作成し、１．体の発達、２．心理的な発達、３．人としての生き方、４．男女の人間関係、５．家庭啓発・個別指導の観点から、発達段階に応じて全ての学年で系統的・発展的に指導しております。

さらに、昨年度から自己肯定感を高める包括的性教育の推進をしており、発達の段階に合わせ、プライベートゾーンについての学びから、性被害、性感染症、心と体の成長、命の誕生の奇跡といった幅広い性教育を実践しています。

また、特に中学生には、命の貴さやすばらしさを実感し、命を大切にすることを根幹にして、自分を尊重し大切にすること（被害者にならない）、相手を尊重し大切にすること（加害者にならない）、一人一人が大切な存在であること（傍観者にならない）を柱に性教育を進めてきました。性被害への認識が薄かった子どもたちが、性被害は誰にでも起こり得る、危険を感じたときは身近な大人に相談する、声を上げることは仲間の命も守ることになるなど、自分事として捉えるようになりました。

今後は、昨今のインターネットやＳＮＳの利用に関する注意点も含め、オンライン上からの性被害について学ぶ機会を充実させてまいります。特に、現在デートＤＶと呼ばれる恋愛関係で起こる暴力については、若年層においても深刻な問題です。恋愛での健全な関係性の構築や暴力・強制が許されないことを学ぶ必要もあります。今後も、命の教育、性教育を推進し、適切な価値観を形成するとともに、いかなる状況においても自分の命を守り抜く力を育んでまいります。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

本巣市の方針は本当にすばらしいもので、前回よりさらに包括的性教育も行われているということで、今後も今の世の中に合った性教育がたくさんされていくものと期待しております。現代の世の中に合った性教育を受けていない無知な私たち大人のように、一々性とか性交とかの言葉に過剰反応しない普通の授業の一環として行っていっていただければと思います。

これは、前回の質問の際に最後に提案したものですが、例えば現在歯科衛生士が小学校で歯科指導を行うような感じで、助産師による性教育が行われると学校側や教員の負担はあまりなく、最小限でできると思っております。聞きにくい性についての質問をしてもいい人、話してもいい人として、親でもない担任でもない助産師が一定の共通知識を持って教育をし、それを教員も聞くのが一番かなとも思います。

日本助産師会では、今言われたような包括的性教育実践助産師育成事業が進んでおり、全国で性教育の知識を持った助産師が多く育成されています。幸運なことに、本巣市の助産師の方もその知識があります。そのような方たちのお力も借りながら、速やかに最前線の現場で教育が行われるよう要望いたします。

そこで質問ですが、命の教育や性教育を助産師の方など外部講師に依頼するお考えはありますか。教育長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁は、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

命の教育や性教育を助産師の方などの外部講師に依頼することについてお答えします。

本巣市の教育の大きな特色は、子どもに本物との出会いをつくり出し、質の高い学びを展開していくことにあります。数学の秋山仁氏、ランニングの金哲彦氏、運動遊びの春日晃章氏をはじめ、その道のプロ、スペシャリストとの出会いは、子どもの好奇心と感性を高め、自ら考え判断する力を育みます。本物からの学びは、学校の教師や教科書からの学び以上に子どもたちがわくわくしながら心を動かし、物事の真理、真髄、本質を捉えていきます。

命の教育に関しましても、様々な専門家に入ってもらっています。ＳＯＳの出し方教室では、岐阜県警や北方警察署の警察官による事例を交えた講話、薬物乱用防止教室には学校薬剤師、保護司の力を借り、薬物から自らの命と健康を守り抜く講話、がん教育では岐阜大学附属病院の医師、がん経験者からがんの予防や命を大切に強く生き抜いていこうとする講話などを実施しています。

また、今までの性教育においても、岐阜県総合医療センターの新生児内科医師を講師に招き、生命の誕生、命の尊厳についての講話などを実践してまいりました。

御提案いただきました学校と助産師とがコラボレーションしながら進める命の教育や性教育の学習には、次のような効果が期待できると考えています。

１点目は、助産師は日々多くの出産に立ち会っているため、新たに誕生する命がどれだけ貴重で

貴いか伝えることができ、命がどのように生まれ、出産というプロセスを経てこの世に誕生するかなど、命の尊厳について深く学習することができます。自分の命がどのように授けられ、我が子を初めて抱きかかえる母親の愛情の強さを自分と重ねて考えることで、新たな命の喜びが実感を伴って共感できると考えます。

２点目に、助産師は医療従事者としての信頼性が高く、児童・生徒も安心して性に関する知識を受け取ることができます。信頼できる専門家からの情報提供により、思春期までに身につけていなければならない必須の知識をより正確に学ぶ機会になります。

３点目に、助産師は性教育だけではなく、女性の健康や性行動の安全性、性病予防、避妊法などについても伝える力があり、総合的な健康教育にもつながります。これにより、児童・生徒は性行動と健康管理の重要性を理解することも期待できます。命と性に一番近い助産師を招いての教育は、児童・生徒にとって命の貴さや健康について理解を深める貴重な機会になるため、今後、市内の小学校、中学校、義務教育学校にどう位置づけるのが有効かを検討し、進めてまいりたいと考えています。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

今の教育長の答弁を、もし助産師の方がお聞きになられたら大変喜ばれると思います。そこまで助産師の方の思いを理解してくださっていて、本当にさすが本巣市の教育長という感じでした。ぜひ、まずは本巣市の養護教諭の先生方と助産師の方が協議できるような場をつくっていただければと思います。

日本の性教育は、世界から大きな後れを取っているのですが、世界の調査によると、性交、セックスについて正しい知識を身につけることは、子どもたちの性行為の年齢を早めることなく、むしろお互いの心身を尊重する気持ちが育まれ、子どもたちを慎重にしていくという結果が出ているそうです。全ての子どもたちに正しい性教育をすることは、未来の被害者だけでなく、加害者も減らしていきます。これからも、子どもたちが今も未来も幸せに生きていける教育を届けていただければと思います。

では次に、使用していない公共施設の有効活用について質問します。

来年７月に新庁舎が開庁しますが、それに伴い、現在の本庁舎糸貫、真正分庁舎からは役所の機能がなくなります。あの後はどうなるんだと市民の方々からよく質問を受けます。

同じく、特に子育て世代の方から質問されるのは、旧弾正幼児園と旧真桑幼児園の今後についてです。昨年度、弾正幼児園が新しく建設され、弾正幼児園は一部が子育て支援センターとして使用されるだけとなりました。旧真桑幼児園は民俗資料館として園舎が利用されていますが、桜のきれいだった園庭は荒れています。弾正も真桑もすぐ旧園舎の近くに新園舎や小学校があるため、旧幼児園に通っていた子どもたちや保護者は、日に日に荒れていく旧園舎を毎日見かけては悲しい気持

ちになっています。

そして、使われていない施設の代表格、旧糸貫西幼児園は現在も放置のような状態で、あのような状態になるまで真桑や弾正も今後放置されるのであれば、それは大変もったいなく、町の景観や防犯上も非常に問題です。市民の方々は、旧真桑も旧弾正もつい最近まで通っていたことと、現在もそのまま残っていることから、まだ使えるんじゃないかと思ってみえる方が多く、何とか有効な活用ができないかという声が上がっています。使われなくなった公共施設を放置ではなく、使えるうちは有効に活用してはどうでしょうか。総務部長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在使われなくなっている施設は、建て替えにより旧糸貫西幼児園、旧真桑幼児園、旧弾正幼児園の３施設、施設機能移転により旧根尾小学校、旧本巣合同庁舎、旧真正民俗資料館の３施設の合計６施設でございます。これらの施設のうち、旧糸貫西幼児園と旧本巣合同庁舎の２施設は、普通財産として現在総務課が管理しており、売却等の処分を検討しております。そのうち、旧本巣合同庁舎の敷地及び建物は、現在、東海環状自動車道整備の受注者に貸付けをしております。残りの４施設はまだ用途廃止をせず、行政財産として各所管課が管理をしております。

それぞれ、真桑幼児園につきましては、真正民俗資料館内の資料を移設して、仮の資料館として利用。旧弾正幼児園は、施設の一部を真正子育て支援センターとして引き続き利用。旧根尾小学校は、体育館のみ地元企業に有償にて貸付け。旧真正民俗資料館は、今後用途廃止の上普通財産にし、旧本巣合同庁舎と一体的に処分したいと考えております。

公共の建築物については、平成28年度に策定、令和３年度に改定した公共施設等総合管理計画において、今後30年間で延べ床面積の総数の16％相当の削減を目標に掲げていることから、使用していない６施設につきましては、令和２年度に策定した個別施設計画において、旧根尾小学校は転用先を検討し、転用先がない場合は取り壊すこととし、その他の施設は旧弾正幼児園にある真正子育てセンターは残しますが、それ以外の建物は取り壊す計画としております。

今後、庁舎機能が新庁舎に移転後も建物を活用することにしている真正分庁舎及び本巣本庁舎の有効利用も考えていかなければならない状況ですので、議員が御提案の使われなくなった公共施設についての有効利用につきましては、各課と調整の上、検討していく必要があると考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

今、総務部長と一度も目が合いませんでした。

使われなくなった施設についての対応を一通り教えていただきましたが、私が提案しているのは、例えば今の御答弁では、旧弾正幼児園については子育て支援センターを残して、それ以外は壊す計画とのことですが、実際にいつ壊すのかまだ決定していないわけで、それまで放置しているならば、それまでの間、今使えるうちは使いたい市民が使えるようにできないかなというようなニュアンスです。どうなるか決定していなく、これから検討するという施設も幾つか今の御答弁の中でございましたが、それはつまり、旧糸貫西幼児園のようにまではいかなくとも、30年計画ということで30年も猶予があるならば、結局はしばらくずっと放置されたような状態になるわけなのです。予算がないのはもうごもっともですが、ずうっと先延ばしにするのではなく、ここは思い切って毎年１か所ずつでも対応してほしいと思いますし、すぐに壊さないのであれば放置以外の選択肢をぜひとも選んでほしいと思います。

私は、この真正地区の旧幼児園には、ぜひとも児童館として、特に小学生や中学生も活用できるような場所になるのがよいのではないかと思っています。国では、昨年12月にこどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定され、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しており、市町村等におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るためのこどもの居場所づくり支援体制強化事業を実施しています。本巣市でも、小・中学生の保護者からは、放課後の子どもたちの居場所がないとの声はあり、先ほどの繰り返しにはなりますが、この２つの施設は小学校のすぐ近くにあるため、例えば北方町の子ども館のような児童館としての機能を持てば、大変需要があるかと思います。

児童館とは、18歳未満の子どもが自由に利用することができる児童福祉施設ですが、本巣市では樽見鉄道モレラ駅と糸貫西幼児園の間にある子どもセンターがそれに当たります。我が家も子どもセンターはよく利用していますが、18歳までの施設というものの、乳幼児が遊ぶところと児童・生徒が遊ぶ部屋が一緒なので、どうしても乳幼児の場所という印象が強いです。実際どのような状況なのか、現在の本巣市の小・中学生の居場所や子どもセンターの活用状況について、教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

それでは、現在の本巣市の小・中学生の居場所や子どもセンターの活用状況についてお答えいたします。

こども家庭庁のこどもの居場所づくりに関する指針に定義されている子どもの居場所とは、子ども、若者が過ごす場所、時間、人との関係性、全てが子ども、若者にとって居場所になり得る物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り入れるものであるとされております。したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども、若者本人が決めることであり、その主体性を大切にすることが求められております。

平成30年度に実施いたしました小学生保護者を対象としたアンケート調査では、子どもの放課後の暮らし方についての質問に対する回答によりますと、自宅が72%、習い事が43.5%、留守家庭教室が28.1%、児童館が0.6%となっており、令和５年度の同様の調査におきましては、自宅が65.9%、習い事が35.8%、留守家庭教室が30.7%、児童館は0.4%となっております。

このような結果から、子どもの居場所は自宅や習い事が減少した一方で、留守家庭教室や放課後子ども教室の割合が増えております。子どもセンターにつきましては、０歳から18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進するとともに、情操を豊かにするという設置目的の達成のため、幼児・児童が遊びや多様な活動を通して好ましい人間関係を育成するとともに、遊びの中で諸活動を通して心身の健康づくりを目標としております。

活動状況につきましては、令和５年度の利用実績では、開館が309日、幼児が延べ5,134人、児童が延べ1,234人となっており、中学生及び高校生につきましては、合わせて延べ170人の利用がありました。主たる利用者は幼児となっており、小学生から高校生においては、主に放課後や土・日に利用しておりますが、中学生や高校生においては利用が少ない状況であります。

子どもセンターは、樽見鉄道モレラ岐阜駅の近くにあり、モレラ岐阜にも近いことから、バス、鉄道とも交通の便がよいところであります。これからも子どもたちの居場所となれるように、また多くの子どもたちに利用していただけるよう、行事等の内容の充実に向けてしっかりと取組を行っていきたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

子どもセンターは、思っていたよりも児童が利用しているように思えますが、やっぱり日割りをすれば少ないとも思いますし、小さな施設でもあるので、小・中学生が活動するにはちょっと手狭かなとも思います。

また、糸貫地区に１か所あるだけなので、ほかの３地区にはありませんから、児童・生徒数が一番多い真正地区にも児童館はあるべきかなとも思います。

また、最近では部活動に入部しない中学生も徐々に増えており、放課後の時間を持て余しているのではないかと心配の声も上がっています。そこで次の質問ですが、先ほども言いましたが、旧真桑幼児園や旧弾正幼児園を子ども児童館として活用してはどうでしょうか。教育委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を髙木教育委員会事務局長に求めます。

髙木局長。

○教育委員会事務局長（髙木孝人君）

旧真桑幼児園や旧弾正幼児園を子ども児童館として活用してはどうかについてお答えいたします。

現在、旧真桑幼児園は民俗資料一時保存場所として、市の歴史や当時の営みが感じ取れる資料や農具、器具を保存するために活用しており、旧弾正幼児園につきましては、昨年度改築に伴いまして、幼児園機能は新園舎へ移転しましたが、併設されております真正地域の子育て支援拠点事業である真正子育て支援センターにつきましては、引き続き旧弾正幼児園の敷地内で運営を続けております。

児童館には、１つ目として、小地域の児童を対象とした小型児童館、これは本市の子どもセンターに当たります。２つ目は、子ども児童館に加え、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童センター。３つ目は、県内または広域の児童を対象とする大型児童館。４つ目には、これら以外のその他の児童館の４つの種別がございます。このうち、２つの園の現状と地域の実情等を考慮しますと、小型児童館としての活用方法が考えられます。

なお、施設を活用していく上で、旧真桑幼児園につきましては、市内民俗資料館の在り方について考えていく必要があり、旧弾正幼児園につきましては、経年劣化により保育室の空調設備等など、使用に耐え難い施設設備があるため、施設内の改修費用等が必要となります。

また、昨年度、市内の中学生及び高校生に対しまして、自身を含め子どもたちのためにもっと充実するとよいと思うものについて、選択制でアンケート調査を実施しましたところ、児童館など地域での居場所と回答した中学生は16.7％であり、高校生では12.5％でございました。

これらの現状を踏まえつつ、今後は施設の改修にかかる費用、維持管理にかかる費用、人件費などの運営管理から、児童館としての活用が有効的であるのか、またあるいは民間事業者などによる別の活用方法も選択に含め、児童館の活用については、他の公共施設の在り方も含めて検討を行っていく必要があると考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

中・高生の児童館の要望は少ないということですが、例えば本巣市には高学年に特化した留守家庭教室はないので、やはり代わりと言ったらなんですが、その分児童館を整備していただきたいとも思いますし、雨の日でも遊べる場所は欲しいです。また、暑くなっている世の中において、クーリングシェルターを自治体が設置するという話もありますので、そういった意味でもどちらか施設が、費用は絶対にかかるものなんですけれども、どこか１か所だけでもそういったものを造っていただけるとありがたいと思います。

また、真桑の民俗資料館のお話も出ましたが、民俗資料館自体やっぱりあり過ぎだと思いますし、同じようなものが幾つも捨てられずに残っており、捨てられないなら、例えば真桑幼児園の民俗資料館は、よっぽどほかの資料館とかぶっていない貴重な物だけは今あるほかの民俗資料館に移転して、自由に触れる、もう壊してもいいみたいな、自由に触れるような体験型の民俗型資料館と児童館をセットにするとか、中身もひっくるめて売りに出すとか、他市町でもやっているところもあり

ますが、古くてエアコンも使えないけどレンタルスペースにするとか、園庭だけでも開放するとか、とにかく先ほどの繰り返しにはなりますが、現状放置のような状態が多過ぎるので、本当に取り壊すまではなるべく放置以外の道を、まだ今きれいなうちに探っていただきたいと思っております。

では最後に、活発なまちづくりについて質問しますが、例えば市民の方に今のような施設のことについて広くアイデアを募集してはいかがでしょうか。旧庁舎のようなパブリックコメントの募集ではなく、本当に１つは採用しますぐらいの話題性のあるアンケートはいかがでしょう。

この前、私の友人の小学生の息子さんが、僕将来学校に住みたいなと言ってきたということを教えてくれました。私たちが思いつかないような楽しい発想が、その中にすごいヒントがあるかもしれません。市を市民にとってよりよいまちへと進化させていくことは、自治体として永遠のテーマだと思います。

世の中の流れは常に風のように変動し、新しい命はどんどん誕生していく中で、現状維持だけでは市民は納得しません。しかし、新しいものばかりに目を向けても市民は納得しません。新しいものを取り入れ、月日が経過したものをほったらかしにしたり、捨てたりすれば、市民は不満も持ちます。これは、先ほどの幼児園の話だけではありません。じゃあどうしたらいいんだという話になりますが、そこはやはり市民との対話ではないでしょうか。市が市民のためによかれと思ってやったことでも、それが市の独りよがりで、市民の同意を得るような、せめてどういった理由でそうなったのかの説明がなければ、不満に思うことも致し方ありません。

先日、市民の方から、市営バスの時間の変更について御意見をいただきました。時間が変更になったことで、診療所や樽見鉄道とのつなぎが非常に不便になったとのことでした。事前にバスについてのアンケートはあったそうですが、そこには今後時間を変更するなどといった記載はなく、もしそういったことがアンケートに書いてあったら反対したのにということだそうです。

そもそも、市営バスは何のために走っているのか、この考えが根本にあれば、おのずとルートや時間の采配は決まってくるのではないでしょうか。机上で時間割を組むのではなく、実際そのバスに乗って、利用者の生活動線を確かめるような作業が例えばあったり、そういったことをやって、こういうふうになりました、皆さんの生活をよりよくするためにといったような説明が一言でもついていれば、このような不満はあまり出てこないようにも思います。目の前のやらなければいけないタスクに追われることは致し方ありませんが、どんなに忙しくてもその目的を忘れてしまっては本末転倒です。そして、市民の小さな不安は小さいうちに聞いておくことが最も重要かと思います。

今年20周年という節目と、７月から新庁舎が開庁などでよりよいまちへなることへの市民の期待が大変大きく膨らんでいます。まずもって、まちづくりは住民と行政が協議し、進めていくことが大切だと考え、質問します。現実的には、市民約３万3,000人弱の意見は一人一人聞けませんので、その代弁者の一人が私たち議員です。私たちは、有権者の一人一人に１票ずつ投票していただき、今この場に立つことができています。それは大変ありがたいことで、感謝と喜びの念に絶えません。しかしながら、この場に立つまで、どの方もだと思いますが、少なくとも私はそれなりの葛藤と苦難がありました。いろいろありますが、今回は資金面の話をします。

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙活動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。町村の選挙における立候補環境改善を図るため、令和２年６月に公職選挙法が改正されたこともあり、今は岐阜県下、ほとんどの市町村で選挙公営制度というものがあります。なぜ本巣市ではないのでしょうか。本巣市では選挙公営制度がないため、初めて立候補するときにかかる選挙費用は全額その人が持っている資金でやることになります。

私は、一番最初の選挙のとき、三男が１歳で、不妊治療で前職を退職してから仕事をほとんどしていなかったので収入がなく、家族から大反対を受けていたので、いざというときの自分の大切な退職金を切り崩して選挙に出ました。しかも、初めての選挙では落選したので、その後の収入もなし。女性の候補者はまだ少ないので、議員になってからも誰か友達とか議員になる人いないかと言われたり、私もこの人議員になってほしいという女性はたくさんいるのですが、私の友達は私が苦労してきたことを知っているので、取りあえず選挙に出るとは誰も言いません。大変やりがいのあるすばらしい仕事ですが、現実問題、選挙公営のない、柔軟な子どもの預かり制度もない中で、やりがいだけで仕事を選ぶ人が世の中にどれぐらいいるでしょうか。

そこで、１つ目の質問です。

市民の代弁者でもある議員の成り手不足解消のためにも、選挙公営制度をつくってはいかがでしょうか。総務部長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、選挙公営制度につきましてお答えをいたします。

選挙公営は、国または地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い、もしくは選挙を行うに当たって便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する制度でございます。

本市においても、公職選挙法及び条例の規定に基づき、ポスター掲示場の設置、選挙運動用通常はがきの郵送費及び同一施設ごとに１回分の施設使用料につきましては既に公営で行っております。

今回、御質問の趣旨は、現在本市で経費を負担していない選挙運動用自動車の使用料、選挙運動用ビラの作成費、選挙ポスターの作成費の公費負担、また選挙公報の発行を指していると思われますが、これらは条例により公営で行うことができますが、本市では条例を制定していないことから現在は実施をしておりません。

選挙公営制度の趣旨は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることでございます。条例制定については、公費負担によって議員の成り手不足が解消されているのかを既に導入している市へ調査した上で、今後判断していきたいと考えておりますが、選挙公報につきましては、各候補者の政策や理念を有権者に伝える手段として有効なものであるとともに、有権者も各候補者の政策や理念を容易に比較できるというメリットが大きく、また、昨年

の市議会議員補欠選挙においても、市民から選挙公報の配布を望む声が多々あったことから、早急に検討してまいりたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

選挙公報が配布されることが検討されているということで、それは有権者にとって非常に選びやすくなり、投票率の向上にもつながることかと思います。

さらに、やっていただきたいのは立候補しやすくなる状況なんですが、本当は選挙カーもビラもやって、そういった条例ができると本当はありがたいんですが、取りあえず選挙公営の中でも、絶対に全員が必要な選挙ポスターの作成費だけでも追加検討いただけるとありがたいなというふうに思います。

次に、行政側、主に職員の方々についてお尋ねします。

市民が幾ら意見を伝えても、職員の方が疲弊していては協議にも持ち込めません。職員は職員で、恐らく採用試験のときに誰しも面接で語ったような本巣市をよくしたいという同じ目的の下で、各自のスキルを自分らしく発揮していただくことが大切です。そして、それにはまず、心身共に健康であることが大前提かと思います。本巣市の職員の方々の心身の健康管理や離職の状況について企画部長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、市職員の心身の健康管理や離職の状況についてお答えを申し上げます。

本市の過去３年間の自己都合による離職者の状況につきましては、令和５年度は10名、令和４年度は11名、令和３年度は９名となっております。離職理由につきましては、非常に多岐にわたっておりまして、転職や親の介護、結婚や子育て、自身の体の病気などといった理由がある中で、メンタルヘルス不調の結果、離職となったケースも一定数ございます。メンタルヘルス不調の原因は、仕事や家庭、個人の特性など様々な要因が関係していると考えられますので、本市では未然防止、早期発見と早期対処、職場復帰支援の３段階での予防でメンタルヘルス対策を実施しております。

まず、未然防止といたしまして、職員の自己申告書や人事面談等により、職務の状況や人間関係といったストレス要因について把握し、過度の負担にならないよう業務量の調整であったり、人事配置の決定を実施しております。

次に、早期発見と早期対処として、年に１回ストレスチェックを実施しております。その結果、高ストレス者と判定された職員については、産業医との面談を促し、自らのストレスの状況について気づきを促し、不調のリスクの低減を図っております。そうした中でも、様々な要因によるメン

タルヘルス不調となる職員がおりますが、そうした職員に対しては、令和５年10月に策定いたしましたメンタルヘルス不調職員の職場復帰支援の手引を基に、各所属長が中心となって主治医と連携を図りながら、職務復帰、さらには再発防止に努めております。

職員の心身の健康管理につきましては、議員の御質問のとおり、よりよいまちに向けて市政を推進するためにも大変重要であるということでありまして、職員が健康であることでその能力を十分に発揮し、公務を遂行できるものと考えております。したがいまして、今後も職員のメンタルケアを充実させ、職員の心身の健康の保持・増進、さらには、不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰などの対策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

この質問をするに当たり、先ほど御答弁の中にもありましたメンタルヘルス不調職員の職場復帰支援の手引を見せていただきました。不調の方にさらなる負担がかからないよう、大変配慮された内容でした。

しかしながら、一旦メンタルが著しく不調になると、回復までに大変な時間が必要となります。やはりそこは日頃からメンタルが不調になるほどのストレスをため込まないようにすること、そこまで大きな問題になる前の小さな不調のときに、職場が声を出しやすい環境にあることが最も大切だと思います。幸い、本巣市ではそのような方は大変少ないとのことですが、来月から多くの職員が新庁舎に集まります。最初はどうしても環境が変わり、ストレスがたまりやすいかもしれません。

そこで質問ですが、新庁舎が職員にとってより働きやすく、働きがいのある職場になるために考えていることはございますか。副市長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口副市長にお伺いします。

谷口君。

○副市長（谷口博文君）

それではお答えします。

職員が働きやすく、働きがいのある職場になるためには、職場環境や労働時間など外的な要因から生まれる働きやすさ、職員自身の意欲など、内部から生まれる働きがいの双方が相互に補完し合って構築されるものと考えます。近年、自治体の業務は複雑、多様化してきている中において、市職員も常に緊張感を持って業務を行っており、本市も職員が働きやすい環境づくりを心がけておりますが、今回新庁舎となることを機会に、さらなる職場環境の向上を目指し、職員のパフォーマンスの向上につなげていきたいと考えております。

働きやすさとしましては、これまでの取組でもあります全職員が仕事と家庭生活の両立を図られるよう、休暇の取得促進やノー残業デーの実施及び報告、連絡、相談、いわゆる報・連・相に加え、

部下の意見に対し上司が耳を傾け、業務に反映していくような風通しのよい環境づくりをより一層目指していきたいと考えております。

また、新庁舎はそれぞれのフロアが開かれた状態であり、職員同士の顔が見えることから、ハラスメント対策にもつながると考えております。

次に、働きがいにつきましては、職員を階層別や分野別の研修へ参加させることでスキルアップを後押しするとともに、自身が取り組みやすい政策に携わることができる部署への配置の考慮、適切な人事評価等により、職員の意欲向上につながる取組を行ってまいります。

新庁舎になりますと、これまでと異なる庁舎にあった部署が同じ庁舎になることにより、職員間のコミュニケーションが生まれ、職員一人一人がお互いに尊重し合うことで、良好な人間関係を築くことができます。また、職場内の信頼感や連帯感が高まり、部署間連携がこれまで以上に確実に推進され、横断的に業務処理を行うことができるとともに、職員が能力を最大限に発揮できることで、職場全体に活気が出ると考えております。職員にとって働きやすく、働きがいのある職場環境の整備についてより一層取り組んでいくことで、職場内の全ての職員が能力を発揮できる市役所を目指していきたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

ぜひとも職員の生の声を聞いていただき、そういったすばらしい環境をつくっていっていただきたいと思います。

しかしながら、御答弁の中にあったように、今まで分かれていた庁舎のほとんどが新庁舎にまとまるために、そこから生まれるものは大きいと思いますが、そこに移っただけで職員間のコミュニケーションが円滑になったり、信頼感や連帯感が生まれるとも思えません。新庁舎は、市民にとってオープンな机の配置のため、何となく職員間の私語は取りにくいようにも思えますし、新庁舎は全体的には明るいのですが、北側にある職員の食事を取る場所などは、私の印象ではちょっと狭くて、どちらかというと暗いような、楽しいコミュニケーションが勝手に生まれるのかなというような印象も受けます。

職員の方々が働きやすく、働きがいのある職場になる大前提は、先ほど心身の健康と言いましたが、特に心のほうは職場の人間関係が重要です。円滑な職員同士の人間関係と、職員にとって自分たちが働きやすい職場を自分たちでつくっていけるようなコミュニケーションの場を、ぜひ具体的に設けてほしいと思っています。

例えば、副市長と職員でお茶をしながら、市長でも全然いいんですけど、どうしたらもっと働きやすい職場になるのかなどのテーマを決めて気軽に話す時間を設けたり、新庁舎西側のオープンスペースで市民だけでなく職員も食事を取っていいとか、職員同士自己紹介をするような機会をつくるとか、直結する仕事ではないですが、こういったコミュニケーションがあるからこそ生まれるメ

リットが必ず出てくると思います。

そこで再質問ですが、円滑なコミュニケーションを取るために、こういった具体的な策についてはどのようにお考えでしょうか。副市長、お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

谷口副市長。

○副市長（谷口博文君）

ただいまいただきました御意見、非常に効果的であるとは考えますので、ぜひ職員間の交流が行えるような取組を時間の許す場面で考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

ありがとうございます。

もちろん強制とかではないんですけれども、そういった会話が自然と生まれるようになるためには、学校でも最初のときはエンカウンターといって、そういうような場をつくるんですけれども、ぜひ大人の職員間同士でもそのような場をつくっていただければと思います。そういった心身伴った職員がたくさんいるような環境であれば、やっぱり能力が発揮しやすいと思います。そういった余裕のありそうな職員の方たちでしたら、市民は幾らでも相談したくなるんじゃないかなというような気もします。

隣の大野町では、タウンミーティングというものが開催されており、６地区の公民館を日にちを変えて執行部が回るそうです。前半は町制の主なものの説明で、後半は地域からの意見を聞く場になっているそうです。以前視察した市町でも、例えば市長への手紙のような市民の声を直接聞き、それに答えるといった仕組みがありました。新庁舎になるに当たり、市民はより開かれた本巣市を期待しています。タウンミーティングのような市民の声を直接行政に届けるような機会を新しくつくれないでしょうか。副市長に質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口副市長に求めます。

谷口副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、お答えいたします。

タウンミーティングとは、主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会で、一般的には行政当局または政治家が実施する対話型集会を指すものでございます。市では名前こそ違いますが、自治会からの申込みによる地域座談会というものを行っており、毎年４月の自治会長会で御案内し

ているところでございます。

内容につきましては、自治会から工事箇所などの要望事項を議題とするものではなく、市全域あるいは各地域全体に関わる事項を議題とし、市政の基本的方向性や推進すべき事項への取組などにつきまして意見交換等を行うものでございます。近年では、新型コロナウイルス感染症対策のためほとんど実績がございませんが、合併以降、市長が出席したものを29回、担当部局の職員のみが出席したものを11回開催しております。

また、このほかに市の職員が講師として市民の皆さんのところへ出向き、市政の仕組みや制度、事業の内容など、様々なテーマについてお話しさせていただく本巣市出前講座も実施しており、こういった機会においても意見交換を行っているところでございます。

今後も、これらの制度により寄せられた意見に対する市の対応状況を市民の皆様にフィードバックしていくとともに、課題解決に向けて行政と一体となって考え、行動していただける市民が一人でも多くなるように、市民との信頼関係を築いていければと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋さん。

○２番（髙橋知子君）

市民の意見を直接聞くような機会があると、例えば市民の方々が執行部に対してどこそこの草を刈ってほしいとか、どこそこの側溝を直してほしいとか、そういった要望もあるかもしれません。そういった要望があったときに、そんなもんは自分でやれとか、自治会でやれと思われることも多々あるかもしれません。しかしながら、そのときはぜひ、なぜその人がそんな執行部の方が小さいと思われるようなことを、わざわざそこで言っているのかという根本のところに目を向けていただきたいと思います。

その根本原因に対応していく、例えば、私は議員になったときに、もし通学路を直してほしいときはどうしたらいいのかというフローチャートを、誰に言って、どういう順番でそれが解決していくのかというフローチャートを自分のチラシに載せましたが、こういったようなＱ＆Ａやフローチャートのようなものがホームページや広報紙などに分かりやすく載せておけばそれだけで、そういった意見がここに載っていますよというのが分かれば意見がなくなるのではというふうにも思います。ぜひ、こういったソフト面での対応を若い職員の皆さんと共に考えていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。午後１時から再開します。13時から再開をいたします。

午前11時47分　休憩

午後１時02分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開をいたします。

続きまして、４番　飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

最近、南の風に乗ってもとまる公園の子どもたちの声が聞こえてまいりまして、非常に心地いいなという思いがあります。あの公園をつくっていただき、まずもって感謝いたしたい。といいますのも、本当に子ども、少子化というのが喫緊の問題でありまして、私、通学の見守りをやっていまして、だんだん１人減り、２人減り、毎年、この先どうなっちゃうんだろうなという思いもありまして、そんな感じでありますが、しかし、昨日の少年の主張を聞きまして、やっぱり子どもなりにいろんな視点を持って、ああ、こういう声があるんだなという思い、実感しまして、やっぱりこの子どもたちのためにいい本巣市をつくってまいりたいなという思いもありまして、これからも頑張って、一般質問をしていきたいと思います。

それでは、まず１つ目、本巣市地域防災計画についてですが、今、本巣市の地域防災計画の修正という形でパブリックコメント等されていますが、その中においては、やっぱり今、本巣市は防災士をたくさん養成し、市の養成機関という形で増やし、今、自主的な防災の意識を高め、自助・共助ということに力を入れてみえるのですから、ぜひともこの防災士の位置づけをこの地域防災計画の中でどのように考えておるかということをぜひお聞きしたいと思っております。

まず１つ目、防災士の位置づけはどのようなものか、総務部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本巣市地域防災計画における防災士の位置づけにつきましてお答えをさせていただきます。

現在の市の地域防災計画では、防災士につきましては、市民の役割として防災士の資格を積極的に取得し、防災についての知識及び技能を家庭、職場、地域等での減災及び防災力向上のための活動に役立てるよう記載しておるところでございます。

また、市の役割としましては、市民に対して防災士の資格取得を積極的に支援し、その防災士の専門的知識を生かした地域に密着した指導により、自治会等、地区単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図る旨、記載しております。

これにより、市では、令和４年度より日本防災士機構から認証を受け、市が養成機関となり、防災士養成講座を実施し、令和４年度は67名、令和５年度は68名の防災士を養成いたしました。今年度も10月に実施予定でございます。

この防災士とは別に、本年３月に発足しました18歳以下の防災士及びジュニア防災リーダーで組

織しますホープ防災リーダーズにつきましても、今回の地域防災計画の見直しの中で、市が積極的に支援をしていく旨を明記したところでございます。

これに基づき、現在、自治会等から要望があった場合、教育委員会を通じて防災活動等に参加する体制を整えており、今後は、市総合防災訓練や地区防災計画の作成の取組等、ホープ防災リーダーズにも参画していただくなど育成してまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

再質問ですが、実際、各地域の防災士の登録はどのぐらいお見えですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをいたします。

現在、市内に在住、在勤しております防災士は全部で251名ございます。地域ごとで見ますと、根尾地域が22名、本巣地域46名、糸貫地域が94名、真正地域が89名となっております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

再質問になります。

各自治会に対して１人ずつぐらいは見えるのか。そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えをさせていただきます。

自治会の中に１名以上の防災士がいる地域ごとの割合といたしましては、根尾地域で30％、本巣地域で56％、糸貫地域で88％、真正地域72％となっております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

地区にばらつきがありますけど、70、80という糸貫、真正地区においては非常に高い防災意識があるのかなという思いもありますし、人口が少ないところはなかなか高齢者等見えますので、難しいのかなと思いますけど、より一層防災士を受講していただいて、防災意識を高めていただいて、共助に当たります防災士を増やしていっていただければなと思います。

それでは、第２の質問で、防災士を組織的に運営する予定はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、防災士を組織的に運営する予定につきましてお答えをさせていただきます。

防災士は、市から呼びかけや依頼があってから行動を起こすという受け身の姿勢ではなく、自ら主体的に行動することが求められますが、１人で行動することは難しいところもございますことから、市としましては、防災士の知識向上と防災士相互の連携強化を図るため、コロナ禍の時期を除いて毎年フォローアップ研修を開催しております。令和５年度は８月と２月の２回開催をいたしました。

今後も防災士をさらに養成していくとともに、もとメール等を活用し、新たな防災情報を研修等で提供するなど高い防災意識の保持に努めてまいります。

また、防災士が地域の防災訓練などで自主的、自発的に活動できる体制がつくられるよう支援するとともに、活躍できる場所や勉強できる機会を設け、防災士同士のつながりを増やしていきたいと考えております。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

予定という形、自主的に自発的に運営するのは防災士ですから、行政のほうから強制的につくるというわけにはなかなかいかないと思いますけど、促すという形で、ぜひ企業さんとか自治会の方々の組織づくり、やっぱり機動的に誘起的にネットワークをつくって、自主的にすぐ動ける体制というのも非常に大事かなと思います。やっぱりこの防災士が拠点となって、もしほかの自治体なんかが災害あったら、災害ボランティアと衣替えしてすぐ応援できるというものも大事かなと思っております。

ぜひともこの防災士をメインとして組織的に運営していただければなあという思いがありまして、この質問に至りました。

それでは次３番目です。

ＴＫＢ48災害ボランティア登録の具体的施策はどのようですか。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員の言われるＴＫＢ48とは、トイレ、キッチン、ベッドの頭文字であり、災害関連死を防ぐため、トイレ、食事、簡易ベッドを48時間以内に整え、被災者が安心して滞在できる環境を確保し、災害関連死の防止を目指すことでございます。

指定避難所であります市内の各小・中・義務教育学校の防災備蓄倉庫には、簡易トイレや調理不要米、飲料水、段ボールベッドを備蓄しておりますが、数に限りがありますことから、各家庭や自主防災組織、すなわち自助・共助による備蓄をお願いしております。

能登半島地震において課題となりました断水による生活用水の不足に備え、災害時協力井戸の登録を進めるほか、企業との応援協定の締結により、市水道施設の配水池タンクから給水後、指定避難所等へ生活用水を運搬していただけることになっております。

また、企業との応援協定の締結により、段ボールベッドの上に敷くウレタンマットの提供、避難所でのエコノミークラス症候群対策として運動支援も実施していただけるようになりました。

災害ボランティアの登録につきましては、令和３年度から令和５年度まで、社会福祉協議会との共催により、災害救援ボランティア研修会を開催し、防災・減災についての市の取組や、阪神・淡路大震災においての現地でのボランティア活動の体験、災害ボランティアセンターの設置について説明を行い、災害ボランティアについての普及活動を実施いたしました。

今年度は、災害・減災研修会といたしまして、今月22日にＮＰＯ法人レスキューストックヤード代表理事の栗田氏に講師を依頼し、能登半島地震発災後、石川県の穴水町で支援活動を行っている体験から、地域防災力の向上や災害ボランティアの育成等について講演をいただきます。

今後も被災地での災害ボランティア活動が円滑に進めることができますよう、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアへの登録を進めてまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

再質問になりますが、災害ボランティアの登録者数は、現状はどのぐらいですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それではお答えいたします。

今年度ですけれども、６月10日現在で13名ということになっております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

やっぱり能登半島地震が起きてもう半年近くになりますけど、滅失登記がなかなか進まずに、倒壊した家屋や何かは除去できない。そういう現状、まだ半年たっても何もできていないというふうに見ますと、やっぱりこういうものは素早くやって、次へつながるような施策を準備していくのもやっぱり行政の立場かなと思いますし、基本的にボランティア団体には第一次、第二次避難のところはもうお任せして、公助というのは基本的にサポートする。今、備蓄品であったり、そのほか仮設住宅等がメインになるかと思いますけど、やっぱりそういうボランティア団体をしっかりサポートできる体制が非常に大事かなと思っています。

また、台湾におきましても、台湾地震が起きてすぐ災害ボランティアが出て、まずはお寺さんに泊まって、それが１週間ぐらいですよね。それからすぐもう住居を見つけてという形でサポートしています。日本は何でこんなに遅いのかなという思いもあります。やっぱりそういうことをしっかり手厚くやっていくのも行政の支援の仕方もあると思います。

ましてや、食事に関して言えば、温かい食事、今、防災訓練というのは夏場に行っておりますが、やっぱり今、冬場に起きていますね。阪神・淡路のときもそうです。３・11のときもそうです。能登半島地震と。やっぱりそのことを思いますと、夏のこともありますけど、半年おきという形で、防災士が主体となった冬場の防災訓練というのも非常に大事かなと思っております。

ぜひこういうことも検討していただき、より手厚く行政の支援があって、防災訓練と、また防災意識が市民に浸透するような施策をやっていただきますと、これがまた私たちの武器になりまして、ほかの地域へ応援しに行ったり、お互いさまという形で、みんなが何かあっても助け合おうという気持ちが醸成されて、非常にいい市になっていくんじゃないかなと思いまして、この問題を地域防災計画について最初にお尋ねしました。

また、地域防災計画におきましては、ボランティア対策に対してはちょっと薄いかなという思い、明確に具体的なことが書かれておりませんので、ぜひそこら辺もしっかりフォローしていただいて、そこに具体的な施策が落としていただけるような計画、また実行していただけるようなものをやっていただきたいという思いで、この地域防災計画にお尋ねしました。

それでは、次の部活動地域移行についてです。

これは、本市は先ほど来、吉村議員が午前中に質問しましたように、ほかの市町より先進して地域支援クラブというものを発足して、当初のときに私も関わったものですから、ぜひこれはいい形に進めていきたいなという思いもありましたが、今ちょっとお耳にするのは、なかなか難しい問題が起きているよという形で、やっぱり僕はそのときの当初から依頼したコーチと保護者育成会の問題を責任は重々感じておりますので、そこを２年、３年前からですからね。ぜひとも、より持続可能な部活動というものを構築していただきたい。

ましてや、先ほど中学校においては、部活動に加入しているのが低いと言われて、そうなんだという思いと、要するに、今私の子どもは高校になっているんですけど、普通高校で90％以上が部活動に入っているんですね。文科系も含めてですけど。でも、２、３年生でも八十数％、非常に高いんですよね。それは何でかなと思ったら、やっぱり自主的に、自分たちで主体的に活動して、何か同世代の、同時代のときに仲間と一緒に何かやろう、そういう思いが多分あるんだと思います。やっぱりその思いというのは非常に大事だなと思います。

といいますのも、私も今もう40年近く高校を卒業してなりますと、高校の部活動の友達とよく飲みに行きます。これが現実です。高校のときはやっぱり共通認識もあったし、いろんな志があって、いろんな分野に分かれたけれども、そういうのを取っ払って、高校時代のときの思いが今もあるから、よりよい社会をつくっていくために、それぞれの場で活動していくことをお互いに話し合って、共有して、子育てやいろんな社会のことに生かせるかどうかなというものをやっているものですから、ぜひこういう少年、高校生時代のときの部活動体験というのは非常に大事かと思っています、教育において。

それを思いますので、ぜひとも今、この中学校における部活動地域移行の支援をする上で何が問題なのかなという思いもありまして、まず１つ目ですけれども、部活動地域移行の現状をお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

部活動地域移行の現状についてお答えします。

本巣市における休日の部活動の地域移行は、先ほど申し上げましたが、他市に先駆け令和４年度から本巣市部活動支援クラブとしてスタートさせました。この支援クラブは、活動の主役である生徒がこれまでと同様に安全で安心して取り組むことができ、部活動で得られる教育的意義を踏まえた学校教育と社会教育を融合させた地域移行と言えます。地域移行して３年目となり、それぞれの支援クラブの活動が定着し、地域指導者が中心となって運営されています。

現在、運動部と文化部を合わせて41支援クラブがあり、市内全体の約70％の生徒が登録し活動しています。支援クラブの中には、生徒数の減少に伴い、単一校では試合ができない状況も生まれてきましたので、２校以上で１つのチームをつくり、練習や試合をする体制も整えてまいりました。

また、地域指導者としては81人の登録があり、休日の指導に当たってもらっています。

今後、主役である生徒のニーズを十分に把握し、生徒数などの状況も踏まえて仕組みを整え、指導者の確保と人材育成のための組織改編などを進めながら、生徒にとって多くの学びと感動のある部活動となるよう、今後もさらに支援してまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。非常に手厚く部活動支援クラブという形で行っているわけなんですけど、やっぱり保護者とコーチ陣のあつれき等も聞こえてきますし、やっぱり法令をしっかり守る、法令遵守、コンプライアンスですね。それができていないようなコーチ、監督に教えてもらったら、非常に子どもがかわいそうだと思っています。大人の問題が子どもに及ぶのは一番危惧するところであります。誰のための部活動なのかという、忘れちゃっているきらいがあるものですから、ぜひそこら辺をしっかり進めていただきたいなという思いがあります。

やっぱりコーチが上で、監督が上でという形で、親がものが言えないような体制では、とてもじゃないけど持続可能なものはできないと思っています。私も青少年活動をほかのところでやっておりますが、やはりあくまでも対等です。あくまで委嘱してという形でいろんな指導者をしております。やっぱりそういうものをしっかりした部活動支援クラブ、部活動の保護者クラブ等、コンプライアンスが、ガバナンスの効いた体制をつくって、それが結局は子どもたちの部活動が持続可能なものになっていくと思っております。

ぜひともそういうものを推し進めていく上で、２つ目の持続可能な部活動を推し進めていく上での課題はありますか。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

持続可能な部活動を推し進めていく上での課題についてお答えします。

教育活動の一環である部活動は、スポーツや文化活動に親しみ、人間性、社会性、自主性などを育てる大きな意義のある活動です。

今の生徒たちが、そして未来の生徒たちもが、このよさや魅力を体感し続けることが重要であり、それが持続可能な部活動につながります。

さらに、これからの部活動は、その主役である生徒たちが主語となる体制を整備することが必要となります。休日の地域移行によって、学校から地域へ部活動の主体が大きく変わる中でも、本市の支援クラブは部活動の意義を継続させ、生徒が自分の意思や目標を持ち、自己選択や自己決定を繰り返し、未来をたくましく生き抜く力に結びつけていきたいと考えております。

そうした部活動としていくためには、大きく４つの課題があり、それに対する方策を講じています。

１つ目は、少子化に対する対策です。

部活動支援クラブでは、生徒が減少する中でも誰もが希望する部活動に参加できるよう、生徒数などの状況に応じて、拠点校クラブ、合同支援クラブ、本巣市中学生クラブなど新たな仕組みを構築し、生徒が自ら選択して活動できる環境を整えてきています。

２つ目は、指導者の資質向上です。

生徒を指導する教師や地域指導者は、何より人として誰からも尊敬、信頼される人間性を磨き続けてほしいと願います。教育は人なりと言いますが、生徒に関わる全ての大人がルールやモラルを守り、その手本を示すことが求められます。勝利至上主義や、指示、命令などの指導ではなく、これからの部活動の役割は主体的に生きる人づくりの場であることを十分に理解し、生徒が自分で考え判断できるよう指導に当たることが最も重要です。そのため、年間５回の指導者研修会を実施し、併せて指導の基礎・基本を示した本巣市独自で作成した部活動指導者の手引を配布し、指導者の資質向上に結びつけています。

３つ目は、人材確保と指導者組織の見直しです。

指導者全体を把握し、その任命についても慎重かつ組織的に行う体制に変革していく必要があります。部活動特任指導員をトップに据えて地域指導者全体を組織化し、指導の基礎基本を徹底するとともに、学校や地域、種目を超えて、互いの指導を見合い、研さんする体制を構築していきます。

４つ目は、未来の指導者たちの育成です。

持続可能な部活動にするために、卒業した後も生徒がよき指導者として戻ってくる仕組みを構築してまいります。支援クラブで多くの年代層が共に活動できれば、生徒はスポーツや文化の魅力や奥深さを体感し、大人の生き方から多様な価値観に触れ、人間として成長できます。

部活動で得た充実感や達成感は、これからの世の中を生き抜いていく上で大きな自信となり、自らが主体者となって未来を切り開く力となります。それを実現させ、生涯にわたってスポーツや文化活動を楽しむ持続可能な部活動を目指してまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

４つの少子化対策、拠点校づくりとか、指導者資質向上、人材確保、未来の人材等やっていただければ、本当に多分もう岐阜県内、ひいては全国でも１番のような部活動支援クラブになるんじゃないかと思っております。

やっぱり子どもにとって部活動って本当に楽しいよな、文科系にしろスポーツ系にしろ、そのときにやった、仲間と一緒に一生懸命やった、勝ち負けもあるだろうけど、楽しいよな。次高校になったら同じ種目で、いや別にやろうという形で、自分が主体的になって物事を推し進めていくって非常に大事だと思うんですね。こういうのはやっぱり部活動じゃなければできないと思っております。

ぜひともこういうのを推し進めていってもらいたいと思って、そこに大人が障害となっては本末転倒だと思っております。やっぱりベースは子どもたちに何ができる。子どもファーストですよね。これをぜひとも推し進めていってもらいたいという思いがありましたので、このことについて質問いたしました。

次、行政バスについて。行政バスになりますが、行政バスをより効率的に運用し、行政サービスを充実化し、市民に対してのサービスをよりよいものにするためにと思いまして、行政バスの質問に入らせていただきます。

１つ目、行政バスの運用状況をお尋ねします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、行政バスの使用状況についてお答えをさせていただきます。

先ほど吉村議員の一般質問にも御答弁をさせていただいたところですが、令和５年度の実績といたしましては、行政目的で193回、行政目的外で61回使用されております。コロナ禍も明け、運行回数も戻ってきた状況でございます。今年度はさらに使用が増える見込みとなります。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

再質問になります。コロナ前はどのような状況だったか、ちょっとお伺いします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、コロナ前の状況について説明させていただきます。

コロナ前の平成29年から令和元年の平均でございますけれども、回数は325回ということで、うち行政目的が167回、目的外が158回、時間といたしましては2,100時間となっております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

それでは、２つ目の質問、行政バスの使用規則はございますか。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、行政バスの使用規則についてお答えをさせていただきます。

こちらも先ほど吉村議員の一般質問にも御答弁させていただいているところですが、行政バスの

目的外使用につきましては、本巣市行政バス目的外使用に関する要綱を策定し、補足として、許可申請時の参考として、行政バスの目的外使用についてを申請者に対し配付をしておるところでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

次、３つ目になりますが、市民に公平公正に使用していただくための指針というのはございますでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも少し説明をさせていただきましたが、行政バスの行政目的外の使用につきましては、本巣市行政バス目的外使用に関する要綱を策定し、補足といたしまして、許可申請時の参考として、行政バスの目的外使用についてを申請者に対し配付し、貸出しの条件を周知しております。

しかし、こちらも吉村議員への答弁の際にも説明させていただきましたが、スポーツ少年団、部活動、部活動支援クラブへの貸出しについては団体が多数ございますので、それらの団体の全ての活動に対し、行政バスの目的外使用を許可してしまうと、その他の団体が使用する機会がなくなってしまう可能性があるため、東海大会といった岐阜県を代表して出場する場合での利用に制限させていただくといった個別の条件を設定させていただいており、口頭にて申請者に対し説明し、御理解を得ているところでございます。

しかし、こうした個別の対応については、明文化した指針がなく、申請者にとって分かりづらい状況となっておりますので、運用に必要な事項をより具体的に明示し、今後、全ての利用者が申請を円滑に進めることができるように指針を策定したいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

部活動支援クラブとか少年団には高いハードルがありますよね。といいますのは、先ほどの吉村議員の答弁のときを聞いていますと、老人会や文化協会、スポーツ協会、団体たくさんあります。それならば文化協会、老人会、スポーツ団体という形で枠をつくって、その中で運用してくださいよのほうが、僕はより公平公正だと思っているんですね。スポーツ団体が多いから、そこは一定のハードルを上げて使用を抑えるというのは、ちょっと僕は公平ではないと思っています。

というのは、やっぱり今、国民負担率でいいますと、ここ30年で30％台が今46.8％です。いかに多くの納税者と、社会保険税も含めてですけど、負担しているにかかわらず、サービスが、これは僕は不公平だと思っております。ぜひともそこら辺を見直ししていただきたい。老人会なら老人会、文化協会、その他自治会、スポーツ少年団とまず枠があって、その中で使用頻度があれば、そこら辺、枠を広げる。ここは使っていないんだったら次、翌年度はちょっと減らすという形で、そうやってやるのもやっぱり行政のサービスかと思っています。ぜひともそこら辺を御検討はできないか、ちょっと再質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

各団体の使用状況等もまたよく勘案しまして、先ほども答弁させていただいたとおり、指針を今後策定したいと考えておりますので、そちらのほうに反映できることは反映していきたいというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○４番（飯尾龍也君）

行政バスはあくまでも行政の目的のバスですので、優先事項のほうは重々承知しておりますが、やはり土・日スポーツ少年団等で使うのに、あれ、何も運用していないのに何でかなという思いの声が上がっておるのもそれは当然だと思います。やはり使ってなんぼだと思っていますね。やっぱり究極のサービスが行政だと僕は思っているものですから、市民全員の財産としてより有効に活用し、行政バスが運用できれば、それにこしたことはないと。使えば使うほど市民サービスとして活用できる、こんないいサービスはないと思っております。

それこそもとバスよりまだましかなと思うぐらい、はっきり言って。やはりそこら辺は毎年度毎年度しっかり精査して、有効に活用できているのかというのをやっていくのも、やっぱり行政の立場かなと思いますので、ぜひそこら辺も市民に配慮していただき、公平公正な機会を提供するのは非常に大事だと思っています。そういうものを行政のサービスとはより身近なところで充実できることで、やっぱり本巣市はよかったなという思いがあると思います。

北方町はもう行政バスはなくなりました。だから、使用するにも使用できませんというのは、何か特定の団体がたくさん使用していたからという形で廃止になられたそうで、聞きましたけど、それも何だかなという思いもありますけど、やっぱりしっかり機会は均等であって、それ以外は抽せん等でいろんなサービスの提供の仕方はあると思います。やっぱりそれをやることによって有効に活用し、税金を活用しているという思いが多分市民の皆さんに届くんじゃないかなと思いがありま

すので、このような質問をさせていただきました。

今回、なかなか全部思いが伝わるかどうか分かりませんが、本当に少子化というものをぜひ次は質問したいなと思い、今回も立っております。

といいますのは、私のおいっ子は子どもが生まれたので、わざわざもとまる公園に来て土・日遊ばせています。やっぱり周辺の市町村からもとまる公園へ遊びに来て、一日楽しんで、お金を使わずにあそこで楽しんでいる。やっぱりそういうもの、ほかの市町村から来るんだったら、もっと本巣市に住んだらよかったよ、本巣市にはこんな教育もあるよ、本巣市にはこんなサービスもできるよ、そういうものをもっとアピールしていただければ、それこそ持続可能で、消滅都市の可能性にはならないと思いますので、ぜひともそこら辺も市長さん、お含みいただいて施策をやっていただきたいと思いまして、結びとしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、５番　片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で大きく分けて３つの一般質問をさせていただきます。

それでは、１つ目の質問をさせていただきますが、本巣市の安心・安全なまちづくりのための取組について。

今年の３月９日に本巣中学校の体育館で本巣市の中学生や高校生が地域の防災力向上、災害の取組を推進する本巣市ホープ防災リーダーズの発足式が行われ、代表者の方が若い力を生かして学んだことを地域に還元したいと安心・安全を守る本巣市にするための希望の発言をしてくださいました。

１項目め、本巣市の防災士の現状と課題は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、本巣市の防災士の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

防災士には、日頃から防災について十分な意識と一定の知識や技能を持ち、防災リーダーとして総合的な防災力向上の中心となって活動することが期待されております。したがいまして、市からの呼びかけや依頼があってから行動を起こすという受け身の姿勢ではなく、家庭や学校、職場、地域において、日頃から何をすべきか、何ができるかを考え、自ら主体的に行動することが求められます。

しかしながら、１人で行動することは難しいところもございますことから、市といたしましては、防災士の知識向上と防災士相互の連携強化を図るため、コロナ禍の時期を除いて毎年フォローアッ

プ研修を開催しており、令和５年度は２回開催をいたしました。今年度も災害・減災研修会として、今月22日に防災士のフォローアップ研修を開催予定でございます。

今後は、市総合防災訓練はもとより、越美山系大規模土砂災害合同防災訓練にも参加できるよう、越美山系砂防事務所と調整していきたいと考えております。

また、防災士の資格を取得している職員により、令和４年５月に本巣市職員防災士の会を設立し、防災士として防災意識を高く保ち続けるよう積極的に研修会等に参加し、また、市が行う各種防災講座や講習会を支援するなど、市の防災力の向上に努めております。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。これからも安心・安全な本巣市を築くために、防災士の育成をよろしくお願いいたします。

２項目め、本巣市もどんどん少子高齢化し、高齢者が増えていく中で、高齢者や災害弱者の本巣市の避難体制の現状は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西德三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

午前中の吉村議員の御質問に御答弁させていただきましたとおり、高齢者、障がい者などの災害弱者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者から事前に同意を得て、平時から消防、警察、民生委員、自治会長など地域で支援することができる避難支援等関係者からの求めに応じて情報を提供し、安否確認や避難誘導等などの支援につなげるとともに、特に支援を必要とする要支援者には、避難支援等実施者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成に努め、災害時や災害発生のおそれがある有事での対応に備えているところでございます。

また、避難先につきましては、一般の指定避難所を基本としておりますが、特別に福祉的な支援を必要とする要配慮者の二次的な避難所といたしまして、現在、市内に所在する介護保険施設や障がい福祉施設であります15の事業所と福祉避難所の設営・運営に関する協定を締結し、速やかに福祉避難所が開設できる体制を整えているところでございます。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西德三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

支援を必要とする要支援者に対して、個別避難計画の作成に御協力くださり、市民を代表して心から感謝申し上げます。また、今後も福祉避難所が開設できる体制を整えてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

３項目め、各自治会の防災士の資格状況は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、各自治会の防災士の資格取得状況についてお答えをさせていただきます。

先ほどの飯尾議員の再質問にもお答えさせていただいたとおりでございますが、現在、本巣市に在住、在勤している防災士は251名でございます。地域ごとで見ますと、根尾地域22名、本巣地域46名、糸貫地域94名、真正地域89名となっております。

自治会の中に１名以上の防災士がいる地域ごとの割合といたしましては、根尾地域で30％、本巣地域で56％、糸貫地域で88％、真正地域で72％となっております。

特に、現在防災士がいない自治会において、市が実施する防災士養成講座を受講いただけるよう案内し、全ての自治会で防災士を養成することで、地域の防災力のさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。今後は、防災士養成講座を地域の方々が受講していただけるように、自治会、町会等、地域に今まで以上に働きかけて、機動性のある地域の自主防災組織の結成、強化に向けて御尽力をよろしくお願いいたします。

４項目め、日本一安心・安全なまちづくりに向けて、学校や地域と連携して、今後、防災士をもっと増やす取組ができないか。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤　勲君）

それでは、日本一安心・安全なまちづくりに向けて、学校や地域と連携して、今後、防災士をもっと増やす取組はあるかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

令和４年度より、本市が日本防災士機構から養成機関の認証を受け、防災士養成講座を開催し、令和５年度は10月７日と８日に開催し、自主防災組織やジュニア防災リーダーをはじめとする中学生、市内の小・中・義務教育学校の教職員、市内企業の従業員の方など幅広く受講をいただきまし

た。

また、事前に岐阜市消防本部が開催する救命救急講習を受講して、防災士資格取得に必要となる修了証を習得していただいたほか、事前勉強会を５回開催しましたところ、任意であるにもかかわらず多くの方が参加をされました。その結果、中学生18名を含む68名の方が資格取得試験に合格し、資格を取得されたところでございます。

令和６年度についても、10月19日及び26日の２日間で防災士養成講座を開催し、70名ほどの新規資格取得者を見込んでおります。

今後も市の防災力向上の中心的役割を担い、地域における共助で活躍できる防災士を養成していくとともに、新たな防災情報を研修等で提供するなどして、高い防災意識の保持に努めるほか、防災士が地域の防災訓練などで自主的、自発的に活動できる体制がつくられるよう支援してまいります。

また、中学生の防災士につきましては、教育委員会と連携し、７月末に開催します本巣市ジュニア防災リーダー養成講座の受講者の次のステップアップとしまして、防災士養成講座を受講し、防災士の資格を取得していただくよう進めてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

コロナになってできないときもありましたが、毎年８月末に地域の公民館に集まって防災訓練等をしてきましたが、今まで地域の方は集まっておりますが、中学生、高校生は集まりはありませんでした。

今後、防災士が地域の防災訓練などで、自主的、自発的に活動できますように自治会長等に働きをかけて御支援をよろしくお願いいたします。

３・11東日本大震災や今年の１月１日の能登半島地震を教訓にして、今後も地域の安心・安全なまちづくりのために防災士を増やすために、本巣市ジュニア防災リーダー養成講座をよろしくお願いいたします。

２つ目の質問をさせていただきますが、市民の憩いの場、もとまるパークについて。

新しくできたもとまるパークをより多くの市民の交流の場、本巣市の魅力ある憩いの場にするために。

１項目め、もとまるパークの利用状況は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、もとまるパークの利用状況についてお答えします。

もとまるパークは令和６年４月より指定管理者にて公園管理を行っており、利用者につきましては、指定管理者が車の駐車台数を基に推計しております。４月の利用者数は１万1,415名、５月は１万652人で、毎月約１万人の方に御利用いただいております。

もとまるパークは開園以来、子育て世代をはじめ、非常に多くの方に利用していただいており、地域のにぎわいの創出に大いに寄与しており、当市としても大変喜んでおります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

車の駐車台数からの推測人数ですが、多くの子どもたちが利用できるようにすばらしい遊具をつくっていただき、ありがとうございます。

２項目め、長良公園には日よけのある休憩スポットや大人用トレーニングマシンがあり、小さい子から高齢者の方々まで幅広く多くの方々が集まってこられておられます。私も何度かもとまるパークに行きましたが、駐車場が西側と東側にありますので、多くの子どもたちを連れて大人たちや年配の方も来られ、夕方まで多くの人が来られていますが、日よけの場所がないので、保護者の方々がおられる場所がないのが現状です。子どもたちだけでなく、高齢者の方々も来られるように、日よけのある休憩スポットや大人用のトレーニングマシンを設置したり、今後高齢者が集まれるイベント等できないか、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋君。

○都市建設部長（高橋君治君）

高齢者の方も来られるように、休憩スポットや大人用のトレーニングマシンを設置したり、高齢者が集まれるイベント等ができないかについてお答えいたします。

当公園は幅広い年代の方に御利用いただけるよう整備しており、日差しの強い日などに利用いただける施設として、ドームテントや遊具エリアに高齢者の方も御利用できる健康器具を設置しております。

今後、利用の状況によっては利便性に欠くこともあると思われますので、利用者の声を聞きながら利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者の方々が集まれるイベント等については、指定管理者が行う自主事業の中に盛り込むなど、実施について検討を進めてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も利用者の声を聞きながら、利便性の向上や指定管理者と検討しながら高齢者の方々が集まれるイベント等の検討をよろしくお願いいたします。

３項目め、岐阜公園、長良公園、木曽三川公園、赤坂スポーツ公園もそうですが、歩く歩道には樹木があり、暑いときには木の影となって歩きやすくなっていますが、もとまるパークには大きな木がないので、せめて市民の憩いの場として歩くロードの近くに木を増やし、木の影をつくり、歩きやすくしたり、森林環境税を利用して本巣市の森林を利用した何かができないか。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、市民の憩いの場として、歩くロードの近くに木を増やしたり、森林環境税を利用して市の森林を利用した何かできないかについてお答えいたします。

もとまるパーク内には、園路付近等に中木の淡墨桜10本をはじめ、計44本の中高木を植栽しております。まだ植栽したばかりで幹が細い木が多い状況ではありますが、成長する上で木陰を創出するなど、市民の憩いの場として活用いただけるよう維持管理に努めてまいります。

また、森林環境税の活用、市の森林の利用につきましては、林政課と連携を図りながら、木製ベンチなど間伐材を用いた施設の設置や施設の木質化、植樹等、その活用を幅広に検討してまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

市民の憩いの場として活用できるように、今後もよろしくお願いいたします。

また、本巣市の86.2%が森林ですので、森林環境税を活用して、木製ベンチや地域によっては地元の木を使って舟を造って展示してあるところもありますので、本巣市の森林のすばらしさを実感できるようによろしくお願いいたします。

４項目め、東海環状自動車道が来年度開通し、今後、本巣パーキングに連携しているもとまるパークに県外の人も集まってこられることが予想されます。本巣市のすばらしいところをアピールするためのもとまるパークの今後のＰＲ方法は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

本巣市のすばらしいところをアピールするためのもとまるパークの今後のＰＲ方法についてお答えいたします。

今年のゴールデンウイークには、指定管理者により様々なイベントを実施したもとまるパークでは県外ナンバーの車が多数駐車され、多くの県外の方に御利用いただける状況が見受けられました。近隣商業施設の来場者の利用も見込まれることから、本巣市のすばらしいところをアピールする場として大いに活用していきたいと考えております。

今後は、６月29日に開催される市のスポーツイベント、MOTOSU-FREE10のゴール会場や、さらには東海環状自動車道の開通に合わせ、（仮称）糸貫インターから大野神戸インターチェンジ区間の開通及びもとまるパークと（仮称）本巣パーキングエリアとの連携を記念したプレイベントの開催を予定しており、もとまるパークにおいて様々なイベントを開催することでパークのＰＲを図ってまいります。

また今後、指定管理者が開設するもとまるパークのホームページやＬＩＮＥ、インスタグラム、ティックトック、ＸなどのＳＮＳを活用して、広く全国に周知を図っていきたいと考えております。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後ももとまるパークで様々なイベントを開催したり、もとまるパークのホームページ等を活用してＰＲをよろしくお願いいたします。

３つ目の質問をさせていただきますが、本巣市の子どもたちが本巣市のすばらしさを理解し、郷土愛を育み、Ｕターンを促進する取組について。少子高齢化していく中で、子どもたちや地域の人たちが主体となって本巣市を活性化するために。

１項目め、若者の市外流出の現状、課題及びＵターンを促進する取組はありますか。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

若者の市外流出の現状といたしましては、令和６年３月に岐阜県統計課が公表いたしました、統計から見た本巣市の現状の2022年の主な移動理由で見た世代別日本人の社会動態によりますと、学

業を理由に転出された方が10代から20代で、職業上及び結婚などを理由に転出された方が20代から30代でそれぞれ転出超過となっておりまして、高校卒業後、市外の学校へ通うために転出された方や、就職及び転勤等の職業上の理由で転出された方が数多くいることが伺えます。

一方で、住宅事情を理由とした転入が多い状況にございまして、特に30代及びゼロから９歳代に顕著な傾向が見られます。30代の子育て世帯の転入が多い現状は、住宅取得に係る支援施策のほか、子どもの医療費無償化や留守家庭教室の開設時間の延長など、若い世代の結婚、出産、子育て支援などの施策を着実に推進してきた結果、本市を子育ての場として選んでいただけているのではないかと考えております。

議員御質問の若者のＵターンを促進する取組といたしましては、これから進学や就職を考えている市内３校の高校等及び隣接する北方町の岐阜農林高校に在籍する生徒に対しまして、地域の産業への理解を深め、自らの進路を切り開く主体的な人格形成を育成し、郷土愛を育むことを目的とした総合学習「本巣学」といいますが、これや、岐阜大学、中部学院大学などとの連携協定を活用したワークショップを実施するなど、本市での就業や定住を若い世代に検討していただく取組に加え、結婚や子育て世代への財政的な支援といたしまして、本年度からではございますが、奨学金支援制度を創設し、結婚や出産における経済的負担や不安の軽減を図っているところでございます。

今後につきましても、引き続き総合学習「本巣学」や、連携する大学などとのワークショップを通じて、本市の魅力やすばらしさを若者たちに伝えることで、進学や就職などの理由により、本巣市を離れても進学、就職先で大きく成長し、再び本巣市に戻り生活したいと思っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

進学や就職のために他地域に行かれる若い方も多いのが現状ですが、再び本巣市に戻って生活をしたいと思っていただけるように、大学や高校でそういった活動をしていただいたり、結婚や子育て支援等、取組を今後もよろしくお願いいたします。

２項目め、本巣市における郷土愛を育む教育についての現状と課題は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣市における郷土愛を育む教育の現状と課題についてお答えします。

郷土愛を育む教育は、ふるさとの歴史や文化、地域の人々から、物の見方、考え方を学び、価値

観やよりよい生き方を見いだし、未来の判断力や行動力を育てていきます。さらには、市への愛着や誇りを膨らませ、形は違えど本巣市の発展に貢献する人物を育てます。

中学３年生のときに、「私は帰ってきます。愛するふるさとを守り、次につなぐために」と語った住井君が大学院生になった今年も根尾に戻り、能を厳かに舞いました。住井君のような人物が育った本巣市の教育には、次の３つの郷土愛を育むポイントがあります。

１つ目は、ふるさとの自然、歴史、芸術・文化などを深く学び、自ら伝えることです。子ども学芸員として船来山古墳群を学び、手作りの新聞や説明を通してその魅力を伝えるふるさとロマンプロジェクト、淡墨桜の秘密を観光客や市内の子どもたちに伝える根尾学園、桜学習など、市の重要資源について学び深め、そして伝えることは、ふるさとを持続可能にする行動へとつながっていきます。

２点目は、地域の財産を守り発展させてきた大人の生き方に向き合うことです。例えば、真桑文楽では、同好会やクラブ活動で人よりも人らしくと魂を込めて表現する人形浄瑠璃の真髄と、絶やさないよう引き継いで伝えていくという強い思いを、保存会の人々の生き方からつかみ取り、自分たちが継承していくという決意につなげています。

３点目は、地域の一員として自分も貢献できたという達成感を得ることです。ふるさとを学ぶプロジェクトMotosuをtomosuでは、参加者全員が淡墨桜の桜守になります。種を拾い、種をまき、自分たちで苗木を育て、市内外での植樹へとつなげていきます。さらに、地元の間伐材であんどんを作り、ライトアップする取組も行っています。イベントの創始者である故古澤主査が、がんに侵されながらも、最後まで生まれ育った本巣のために何かしたいという郷土愛に満ちあふれた思いは、参加した子どもたちの琴線に触れ、子どもたちに生まれ育った故郷を引き継ぐのは私たち一人一人なのだという強い自覚にもつながりました。

この３つのポイントは、各学校のふるさと教育の中でも、雅楽の学びや織部焼き、薬草の入浴剤作りなどを通して進められています。その結果、地域の行事に参加していると答える小・中学生の割合が全国平均よりも約30％も高い数字にも表れております。

今後も郷土愛を育む取組を継続し、ふるさと本巣のために貢献できる行動力と人間力を持った人材の育成に努めてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

すごい感動しました。全国平均よりも30％も高いというのは本当にすごいことだと思います。今後も郷土愛を育む教育の充実をよろしくお願いいたします。

３項目め、各地区の自治会で青少年育成会議の充実や未来の本巣市の活性化のために、新庁舎の議場を利用して子ども議会を推進したり、子どもたちが本巣市の未来に対して希望が持てるような

活動ができないか。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

自治会での青少年育成会議の充実、新庁舎議場を利用した子ども議会の充実など、本巣市の未来に希望が持てる活動についてお答えをします。

子ども議会などの場を通して、本巣市の未来を担う人材を育むことはとても重要なことであると捉えています。子ども議会開催の最上位の目的は、子どもが社会の一員であることを認識し、本巣市の未来に向けて意見を表明すること、言わば本巣のまちづくりについて考え、意見を交わし合うことにあります。

さらに、私は教育長として、今の日本、そして本巣のリーダーにどのような力が必要かと常に考え続けてまいりましたが、今特に大切だと感じる力は、社会課題を自分の足元から見詰め、自分の考えを根拠を持って発言し、対話や議論を重ね、よりよい社会をつくり出す力であると捉えています。

この力は、まさに先ほどの子ども議会の最上位の目的に結びつきます。この目的をぶれずに持ち、それを実現する方法は、子ども議会をはじめ幾通りもあると考えます。考え抜いた末に、真のリーダーを育成するために行き着いたものが本巣市型サミットです。サミットは、子ども議会の形式的で役割的な取組よりも、一人一人が何度も何度も他校のリーダーたちと議論し、よりよい学校や社会を創り出すことに結びついています。

サミットでは、子どもたちが大切にしたいこと、問題を感じていることについて、各学校で実践し、成果を持ち寄って議論し、提案にまとめ、各学校に持ち帰って実現する営みを大切にしてきました。一人一人が当事者となって学校や社会を変えるサミットの営みは、民主主義の担い手を育てていると確信しています。

本年度のサミットは、本巣市こども権利条例制定に向け、どのような権利が必要で、どのような課題があるかを具体的に提言、議論する場としていきます。子どもを主語にしたこの条例制定の目的は、こどもまんなか社会を子どもたち自らの手で実現することにあります。子どもたちにとって、自らが当事者となって明るい未来を切り開いていく貴重な体験となるはずです。

今後もサミットを継続してまいりますが、子ども議会の役割の一つに、行政や議会の仕組みを学ぶという意義もあります。新庁舎議場の活用については、小学校６年生で学習する憲法と政治の単元での体験的な社会学習という形で子ども議会を実現させ、政治の仕組みを学びたいと考えています。特に本年度は、先ほどの子ども権利条例を議題にするなどして、子どもたちの意見が実際の政策に反映される仕組みも学ぶ機会にしていきたいと考えております。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○５番（片岡孝一君）

教育長さんの思いが伝わってきて、本当にありがとうございます。

昨日、参加された方もおられますが、本巣市民文化ホールにて第20回本巣市少年の主張大会に私も見学させていただき、小学生、中学生の子どもたちが未来への夢や希望、家庭、学校生活、地域活動など前向きに頑張っていこうとされている子どもたちの発表をお聞きして、本巣市の未来の希望を感じました。

また、真桑小学校の子どもたちが真桑や本巣市のよさを毎年アピタ等で子どもたちが直接販売しておられるんですけれども、実は、私も以前買ったことがあるんですけれども、手拭い、真桑小学校の子どもたちが描いて作った手拭いなんです。これ毎年、発表会いろいろやっているんですけれども、アピタで販売したりも、子どもたちが販売したりもしているんですけれども、これは以前私が買った手拭いですが、ここにローマ字で本巣と書いてあるんですが、ＭＯＴＯＳＵのＳＵが、これ何かといったら、アユでUを書いてあるんですね。そして、本巣の淡墨桜と、そして織田信長を大きく描き、織田信長がここにまくわうりを本当に大きく描いて喜んでおられるんですね。実は皆さん、私もこれ子どもたちのこの作品を見て、調べて分かったんですけれども、織田信長はまくわうりが大好きなんですね。それでどこかに行かれたりとか、知人の方にまくわうりをプレゼントしてたんです。だから本当にすごい子どもたちはその真桑の歴史を、こういうことを通してすごく勉強されたんだなということを思って、本当に感動したんですけれども、地域のまくわうり、地元さんのまくわうりはこの手拭いを通してアピールしておられる子どもたちの姿を見て、本当に感動しました。

また、地元産のこの手拭い、自分たちで作った手拭いをもっとすばらしいものにしようということで、今年度は、モレラで子どもたちが直接市民に、モレラに来られている方にアンケート調査を行い、本巣市のどんなところ、どんなものが好きですか。あなたにとって本巣はどんな場所ですかといろんなアンケートを取りながら、多くの方にアンケートを取って、そしてまた今年度また班に分かれて、手拭いをつくるための作品を考えておられるんですね。

真桑小学校の子どもたちが手拭いを通して本巣市の魅力を本当に実感しているなということを本当に実感します。

藤原市長さんや教育長さんにお願いですが、本巣市の未来を担う子どもたちに、地域の方々と一緒になって地域活性化するための青少年育成会議や、子どもたちが議会にも関心を持ってもらい、未来の本巣市の活性化のために、新しい新庁舎の議場に子どもたちに集まっていただき、本巣市の未来を築くためのそういった話合いを持っていただけると、子どもたちのスキルアップにつながりますので、子ども議会の取組、そして今されておられるサミット等、今後もよろしくお願いいたします。

また、今後も本巣市の未来を担う子どもたちのために、本巣市のすばらしさを理解し、郷土愛を育む活動をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。２時35分まで休憩します。

午後２時22分　休憩

午後２時37分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、６番　髙橋時男君の発言を許します。

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今日も後方には登壇時間が読めない中を本当に大勢の地元応援団の方々に来ていただいておりますので、その期待に応えるべく、しっかりと質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、先週、本市にとりまして大変明るい、またうれしいニュースがございました。本市出身の戸本一真氏が、２大会連続２度目のオリンピックの総合馬術の日本代表に選出をされました。戸本選手は、東京大会では日本勢最高の４位入賞を果たされましたが、今度こそとパリオリンピックでのメダルの獲得も大いに期待をされております。本市の子どもたちに夢と希望、そして勇気を与える吉報であり、戸本選手の栄誉をたたえるとともに、私も今から楽しみで仕方ありませんが、一市民としてしっかり応援していこうというふうに思っております。

本題に戻りますが、私、今日は大切な職員を守るという観点から、大きく２つのことについて質問をさせていただきます。

１つは、最近問題視されておりますカスタマーハラスメントについてです。テレビなどで取り上げることも多くなり、昨今、社会問題の一つとして多くの人に認識されています。放置すれば大きな被害をもたらす行為であり、カスタマーハラスメントによって様々な悪影響も発生することから、本市の対応について確認させていただきたいと思います。

２つ目は、現在、国内においてメンタルヘルス不調で通院されている方が420万人にも上り、また生涯を通じて５人に１人が心の病にかかるとも言われています。近年、地方公共団体においても、メンタルヘルス不調による休職者が増加傾向にあることから、本市の現状及びその対応について確認させていただきます。

それでは、１つ目のカスタマーハラスメント対策についてから質問いたします。

昨今、カスタマーハラスメントは、メディアの影響もあり、パワハラ、セクハラと並び、代表的なハラスメントの一つとして注目が高まり、社会問題化してきています。カスタマーハラスメントとは、顧客や消費者から、度を超えた、または悪質なクレーム・要求のことで、行政にとっても大

きな課題となっています。

ＡＮＮが５月中旬から下旬にかけて全国47都道府県の自治体を対象に行ったカスタマーハラスメントについての調査では、回答があった42の自治体のうち、約８割で職員に対しての暴言や説教、土下座の強要、クレームによる長時間の拘束などの被害があったという結果が出ています。このような状況の中、お隣の愛知県では、先週の13日、カスタマーハラスメントの防止に向けて、県内の経済団体や有識者による協議会を立ち上げ、初会合が開かれており、条例制定も視野に意見を集約するとしています。また、既に東京都では全国初のカスタマーハラスメント防止条例の制定に向けて現在準備を進めているほか、全国各地の自治体でも迷惑行為などに対応するための取組を始めています。

私は、市に寄せられる情報提供、一般的なクレームというのは、業務改善やサービス改善につながる貴重な意見として大変重要であり、財産であるとも思っています。その一方で、市政運営、職員の職務執行や心理的負荷、市民サービスに支障を与えるような行為に対しては、毅然とした態度で対応することが必要であると考えています。

そこで、１点目の質問をさせていただきます。

カスタマーハラスメントとはどのようなものと認識をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、カスタマーハラスメントについての認識はどうかということについてお答えさせていただきます。

カスタマーハラスメントは、セクシュアルハラスメントであったり、パワーハラスメントのような法令上の定義はされておりませんが、2022年２月に厚生労働省が作成いたしましたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルにおいては、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上、不相当なものであって、当該手段・態様により労働者の就業環境が害されるものとされております。

市役所に対するクレームは、行政への改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求を行ったり、不当な言いがかりをつける悪質なクレームもございます。対応する職員にとりましては、大変精神的な負担が大きく、業務効率が低下することをはじめ、深刻な場合には健康不良や精神疾患につながるおそれもございます。

また、１つの案件の対応に時間がかかることにより業務上の支障が生じ、市民サービス全体の低下につながることも考えられます。本市にとりまして、カスタマーハラスメントは、このまま看過していくと今後大きなリスクになっていくものと認識しております。以上です。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございました。

市役所へのクレームには、行政への改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求や不当な言いがかりをつける悪質なクレームがあるということ、また、悪質なクレームであるカスタマーハラスメントを看過すれば、職員の健康不良、精神疾患につながるおそれや市民サービスの低下が懸念されるなど、大きなリスクがあると認識されているということが分かりました。

では次に、２点目の質問をさせていただきます。

本市におけるカスタマーハラスメント事案の発生状況、傾向についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、事案の発生状況等についてお答え申し上げます。

本市では、令和４年３月にハラスメント防止に係る指針を策定し、その中で、行政サービスの利用者等によるハラスメントへの対応として、行政サービスの利用者等からの言動で、職員の担当する業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合には、組織として対応する旨を明示しておりますが、これまで当該行為に該当するような要求を受けた者の相談は報告されておりません。

しかし一方で、令和２年度に厚生労働省が実施いたしました職場のハラスメントに関する実態調査によりますと、企業に対する調査では、19.5％の企業が過去３年間に顧客等からの著しい迷惑行為によるカスタマーハラスメントの相談があったと回答し、労働者に対する調査では、過去３年間に勤務先でカスタマーハラスメントに当たる顧客等からの著しい迷惑行為を１度以上経験したと回答した割合が15％となっておりまして、パワハラやセクハラに並ぶハラスメントであることが分かります。こうした傾向は今後も増えていくことが予想されまして、本市においても対策が急務であると考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございました。

これまでに相談の報告はないとの答弁でしたが、私は、その行為がただのクレームなのか、それとも不当要求、ハラスメント行為なのかどうかの判断が難しいために、なかなか上がってこないといいますか、把握しづらくなっているのが現状ではないかというふうに考えております。どんなささいな事案であっても、事案については全て取り上げていただき、議会も行政と共に解決すべき市

政課題として関われるような、そんな取組をしていただけますよう、改めてお願いをさせていただきます。

次に、３点目の質問をさせていただきます。

本市のカスタマーハラスメントの具体的予防策、対応策についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、本市のカスタマーハラスメントの具体的予防策、対応策はということでお答えさせていただきたいと思います。

カスタマーハラスメントに限らず、ハラスメント行為については、本市のハラスメント防止に係る指針の中で、組織としてハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持つことが重要であるとしております。管理監督者である各所属長は、常に部下と適切なコミュニケーションを図り、ハラスメントに関する相談を受けたときは、迅速かつ適切に対応する必要があります。

また、本巣市庁舎管理規則におきまして、職員への面会の強要や乱暴な言動、職務の妨害を禁止しているほか、写真等の撮影や録音については事前に許可を受けることとしています。カスタマーハラスメントを繰り返す悪質な行為者については、こうした規則による措置や、場合によっては弁護士や警察といった関係機関との連携も必要になってまいります。

しかし、カスタマーハラスメントは、他の内部におけるハラスメントと異なり、未然防止の働きかけを行うことが難しいという点があります。そのため、まずはカスタマーハラスメント対策への取組姿勢を明確に示すことや、職員への研修実施、ハラスメント防止に係る指針の見直しなどを検討し、組織としてカスタマーハラスメントの予防対策に努めてまいります。

なお、新庁舎では、カスタマーハラスメント対策といたしまして、録音機能を持った電話機の導入も現在進めております。以上です。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ただいま来月開庁する新庁舎では、カスタマーハラスメント対策として、録音機能を持った電話機を導入予定との答弁がございました。私は、録音機能を持ち合わせた電話機を導入することによって、聞き間違いによります事務ミス、あるいは言った、言わないのトラブルが回避できるだけではなくて、クレーム対応の際には、顧客や消費者の要望や不満を冷静に正しく把握することができること、また当初の対応状況を踏まえた二次対応が可能となり、理不尽なクレームなど職務上不要な電話の抑止につながる効果も期待できるのではないかと思っています。ありがとうございました。

職員の方が安心して働ける、持てる力を最大限発揮できる職場環境にするとともに、来庁される

方々も安心して庁舎を利用してもらえるようにする、最終的には市民サービスの向上につなげていくためにも、今後とも引き続き予防・対策には万全で取り組んでいただけますようお願いいたします。

全国の他市町におけるカスタマーハラスメントの予防策・対応策を少し御紹介させていただきます。

統一的な基準の下で電話や窓口応対をするため、カスタマーハラスメント対策マニュアルを作成・運用し、その上で、例えば岩手県の盛岡市では、庁舎内の防犯カメラを増設しています。栃木県宇都宮市では、市役所を訪れる人や職員のプライバシーを守るために、市役所の中での撮影や録音・録画を禁止しています。滋賀県彦根市では、カスタマーハラスメント行為の予防を目的に、本市が、ただいま御答弁がありました導入予定の通話録音装置を既に導入し運用しています。また、北海道札幌市や大阪府吹田市では、どういう行為がカスタマーハラスメントに当たるのかを市民に広く周知して知っていただくために、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターを作成し、市役所や市の公共施設に掲示し啓発を行っています。

ここで再質問をさせていただきます。

カスタマーハラスメントをされる方の中には、本人にはカスタマーハラスメントという認識は全くなく、知らず知らずのうちにそのような言動になってしまっているという方もおられるのではないかと思慮いたします。いよいよ来月には待ちに待った新庁舎が開庁します。いいきっかけ、いい機会でもありますので、新庁舎の開庁に合わせて、本市も札幌市や吹田市のようにカスタマーハラスメント防止啓発ポスターを庁舎内に掲示し、カスタマーハラスメントの行為などについて、来庁される方々に広く周知してはどうかと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターを新庁舎で掲示してはどうかといった御質問にお答えさせていただきます。

本市がカスタマーハラスメントの取組を積極的に進めたとしても、先ほど来、議員申されますように、行為者のハラスメントに対する理解や認識が深まらなければ、その予防の効果も限界があると考えられます。議員御指摘のとおり、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターを庁舎内に掲示することは、市といたしまして、ハラスメントをしない、させない、許さないという職場環境を醸成し、その取組を目に見える形で対外的に周知する、非常に有効な手段の一つであると考えております。また、ハラスメントの自覚がない行為者に対する抑止力にもなり得ると考えられます。

厚生労働省においてもカスタマーハラスメント対策のポスターを作成していることから、こうしたポスターやチラシ、ポップの設置等により、より効果的な方法を検討し、カスタマーハラスメントが発生しやすいと考えられる所属の窓口付近を中心に、先ほどいい御提案をいただきましたので、

新庁舎内での周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

新庁舎の開庁時からポスターやチラシの掲示、ポップの設置などで広く周知していくとの答弁がありました。私は、ポスターやチラシを掲示することでカスタマーハラスメントに当たる行為の周知が進み、当該行為に当たる可能性のある方について、御自身への気づきにつながるなど、一定の効果が大いに期待できるのではないかと考えます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に、４点目の質問をさせていただきます。

現在、本市の職員の方の名札はフルネーム表記となっています。昨今、ＳＮＳの普及により、名札から個人情報を検索されたり、インターネット上に名前が公開されるなど、プライバシーが侵害されたり、ストーカー被害の懸念から全国的な傾向として名札のフルネーム表記から名字のみの表記に変更する自治体が増えてきています。現在のフルネーム表記というのは、恐らくですが、自身の身分を明かして責任を持って仕事をする、職員の方の責任感向上のためにそうされているんだろうと推測をいたしますが、私は、表記が名字だけにしても職員の方の仕事に対する責任感というのは何も変わらない、逆に被害が出てから変えているようでは遅いというふうに思っています。

そこで、本市も来月の新庁舎の開庁に合わせて、職員の名札表記について、現在のフルネーム表記から名字のみの表記に変更してはどうかと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、職員の名札表記について御答弁申し上げます。

議員御指摘をいただいておりますとおり、全国の自治体で職員が業務中に身につける名札について、フルネームから名字のみの表記に変更する動きは広まっております。これは先ほど来お話いただいていますように、ＳＮＳの普及等により、名札から個人情報を検索されたり、インターネット上での職員の実名を公開した上で誹謗中傷を行うなど、職員のプライバシーが侵害される事案が相次いでいることを受けた対策でございます。

本市では、現在、名札にはフルネーム表記しておりまして、また、先ほどのようなトラブルの事案は確認されてはおりませんが、職員の安全を守り、安心して仕事ができる環境を整える必要があるということは考えております。こちらのほうも、議員御提案いただいております大変意義があることと考えておりまして、７月の庁舎統合をきっかけに、職員の名札表記を名字のみに変更するよう進めてまいりたいというふうに考えております。名札の表記が変わっても、先ほどお話いただい

ていますように、職員の職務に対する責任感が決して変わるものではございません。変更当初は、来庁者の皆様に御理解いただけるような周知も図っていただきながら変更させていただき、住民サービスのさらなる向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ただいまの答弁で、本市においても、来月の庁舎統合を機に、職員の名札についてもフルネーム表記から名字のみの表記に変更するとの御答弁をいただきました。先んじて手を打ち、職員の方々が不要な心配を抱えずに職務に専念していただくという観点からも、名札の名字表記の変更は大変効果の高い対策であるというふうに考えます。ありがとうございました。

カスタマーハラスメント対策として、こんな取組をしている自治体もございます。石川県の野々市市では、窓口業務に当たっている市の職員と警察とが協力し、およそ50人が参加してカスタマーハラスメントへの対応を確認する訓練を実施したとのことです。訓練は、転入届の手続に訪れた女性が、思いどおりに事が進まず、大声を出したり、机をたたいたりするという想定で行われ、その後、武器などを持った不審者を想定してさすまたを使って対応する際のポイントなどを警察の方々から教わったとのことです。

ここで、５点目の質問をさせていただきます。

本市も万一に備えて警察の方にも御協力をいただき、カスタマーハラスメントへの対応訓練を実施してはどうかと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、カスタマーハラスメントへの対応訓練の実施について御答弁申し上げます。

カスタマーハラスメントにつきましては、性質上、一般的なクレームであるのか、ハラスメントであるのか、判断に迷うことが想定できます。また、初期対応を誤ることでクレームがカスタマーハラスメントに発展することも考えられます。さらに、その後の対応に必要な記録の作成方法や行為者への接し方など、日頃から研修等を通じて職員の適切な対応方法を学ぶ必要がございます。

現在は、カスタマーハラスメントへの対応として、市町村研修センターが実施いたします住民対応能力向上講座、ハードクレーム対応研修等へ職員を参加させております。７月には新庁舎へ移転し、窓口業務などにおける市民対応へ最善の注意は払うものの、慣れない環境でもあり、少なからず対応に不備が生じるおそれもございます。そうしたことから、今後、先ほどの研修に加え、外部講師などを招いた不当行為等への窓口対応訓練の実施も検討し、カスタマーハラスメントの対応を講じてまいります。

こうした取組を通じまして、カスタマーハラスメントに対する組織としての対応能力の向上を図りながら、市民の期待と信頼に応えられる市政を目指してまいります。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございました。

研修の実施や外部講師などを招いて、その中で不当行為等への窓口応対の訓練を実施する、検討・対策をしていくとのことでございますが、有事の際には警察との連携が必要不可欠になってくることからも、ぜひ今後、このような訓練の実施ということも御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

私は、これまでカスハラという言葉や概念が広がる前までは、自治体側というのは、カスタマーハラスメントに該当するような言動があっても、住民のために尽くすのが市職員、罵声を浴びせられても、それも仕事のうち、我慢をするものと、そういった意識が根強かったのではないかなというふうに思います。いや、今もそうなのかもしれません。しかし、昨今、カスタマーハラスメントというものが社会問題化し、世間の認識というのも相当変わってきています。当然のことながら、正当なクレームといいますか、一般的なクレームに対しては、基本的には誠意ある対応をしていくことが求められるとは思います。しかし、社会通念上、許される範囲が超えて行われる悪質なクレームに対しては、毅然とした態度・対応が必要です。

その一方で、自治体側もカスタマーハラスメントに対する明確な定義がないために、正当なクレームとカスタマーハラスメントとの線引きに苦慮しているというのが実情ではないかと思慮いたします。

昨今、カスタマーハラスメントによって大事な職員が精神的に耐え切れなくなって鬱病を発症したり、あるいは休職をしたり、最悪の場合、離職をするといった問題も起きています。大切な職員を守るためにも、カスタマーハラスメント対策は必至です。カスタマーハラスメント対策を講ずることによりまして、職員を守るという姿勢であったり、あるいは職場環境の改善を通じて市役所は働きやすい職場であるということをアピールできる側面もあるのではないかというふうに考えています。

本市も新庁舎の開庁を機に、他市町に先駆けて様々なカスタマーハラスメント対策を取り入れていただけるようなので、大変心強く思っておりますが、大切な職員を守る、さらなる市民サービスの向上のためにも、今後とも引き続きカスタマーハラスメント対策に注力いただきますようお願いします。

また、機会を捉えて、録音機能を持った電話機の導入、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターの掲示、さらには名札のフルネーム表記から名字のみの表記に変更したことに対しての市民の声といいますか、その効果や影響について、議会にもできましたら御報告をいただきますことをお願

いいたしまして、２つ目の質問に移らせていただきます。

２つ目の質問は、市職員のメンタルヘルス対策についてです。

精神疾患である心の病気は、今やがんや心臓病と並び５大疾病の１つと位置づけられており、新たな国民病とも言われるほど多くの人がメンタルヘルス不調に悩まされています。近年、地方公共団体でも心の健康を崩して休職する職員が増えてきており、本市においても決して例外ではないと思慮いたします。メンタルヘルス問題は、職員個人の資質の問題ではなく、住民に良質なサービスを提供するためにも、組織として重要な課題でもあります。

一般社団法人地方公務員安全衛生推進協会が実施している地方公共団体職員の健康状況等の現況によれば、令和３年度において、メンタルヘルス不調が原因で１か月以上休職した職員は、10年前の約1.6倍、15年前の約2.0倍で、10万人当たりで1,903人となっています。不調や休職の考え得る増加の要因としては、一人当たりの業務量の増加や時間外労働の増加、職場の人間関係等が起因とされています。

市民ニーズの多様化、地方自治体の取り巻く環境は複雑かつ多様化してきており、また、職員一人一人に求められる役割・責任がより一層高まってきている現況の中で、職員の健康に留意するとともに、メンタルヘルス対策には積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、まず１点目の質問をさせていただきます。

本市職員のメンタルヘルス不調による病欠、休職の状況及び傾向についてお尋ねをいたします。

〇議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

〇企画部長（林　玲一君）

それでは、メンタルヘルス不調による病欠、休職の状況及び傾向についてお答え申し上げます。

議員御質問のとおり、近年、地方公共団体における長期病休者のうち、メンタルヘルス不調により長期の病気休暇になっている人数は右肩上がりに増加し、その他の疾病によるものがほぼ横ばいであることからも、メンタルヘルス不調による長期病休者の増加が顕著であると言えます。

地方公共団体が複雑・多様化する諸課題に適切に対応し、住民の要望に応えていくためには、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮できることが求められますが、こういった状況では、そういった要求に応えることが難しくなってしまいます。

全国的には増加傾向にあるメンタル不調による病休者ですが、現在、本市でメンタルヘルス不調により病気休暇を取得している職員は、６月１日現在ではございますが、１名でございます。直近５年間の状況、令和５年度は４名、令和４年度は５名、令和３年度は３名、令和２年度は３名、令和元年度は５名という状況でございまして、人数といたしましてはほぼ横ばいの傾向にございます。

病気休暇または休職者となる職員の多くが30代までの若手職員でありまして、将来の本巣市を支える若手職員がメンタル不調に陥ってしまうということは非常に憂慮すべきことであるというふうに考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございます。

現在、１名の方が病気休暇を取得されておられるということで、私が予想しておりました人数を下回っておりましたので、少し安堵いたしました。しかしながら、直近５か年を取りますと、平均では４名となり、傾向としては、先ほども答弁がありましたほぼ横ばいということからも、決して安心できる状況とは言えないと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

メンタルヘルス不調による病気休暇または休職職員の発生原因について、本市としてはどのように分析をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林部長に求めます。

林君。

○企画部長（林　玲一君）

メンタルヘルス不調による休職者の発生原因について御答弁申し上げます。

休職に至った原因は、仕事や家庭、個人の特性など複雑な要因が関係していると考えています。仕事面では、職場の人間関係でのストレス、量的または質的な仕事の負担、立場による責任、異動による仕事内容や職場環境の変化などが上げられます。家庭におきましては、家族との関係性や環境の変化によるストレスが要因として上げられますし、個人の特性という面では、ストレス耐性やストレスに対する対処能力が低い、担当業務が苦手分野であることなどが上げられると考えます。

何か１つが原因で休職に至るわけでなく、こういった要因が複雑に絡み合って休職に至ってしまうため、マニュアル等で定めている対応の中であっても、個人の状況に合わせた対応であったり、サポートが必要であると考えております。

また、様々な要因の中で、仕事面での要因については最大限配慮を行い、細やかな相談対応や仕事内容、職場環境の変更の検討などを行い、柔軟に対応していくことが必要だというふうに考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございます。

私も、業務負担や人間関係などの職場環境に限らず、家族や子どもさんに関する家庭の悩み、あるいは自らの健康上の問題など、要因は様々であり、単に１つだけの要因だけではなく、いろんな

要因が複雑に絡み合った結果、メンタルヘルスの不調を起こされているのではないかというふうに思っております。

そこで、２点目の質問をさせていただきます。

本市において、予防を含めたメンタルヘルスケアの取組状況についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林君。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、メンタルヘルスケアの取組状況についてお答え申し上げます。

メンタルヘルス対策の基本的な考え方として、一次予防の未然防止、二次予防の早期発見と早期対処、三次予防の職場復帰支援の３段階の予防がございます。

一次予防は、ストレスを発生させない職場をつくり、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取組です。ストレスチェック結果や職員自己申告書などを参考に、仕事の量であったり質、人間関係などストレス要因となりそうな職場環境に対する問題点を把握して、人員配置の検討等、必要に応じて改善しています。また、休暇の取得促進や時間外勤務の縮減など、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境づくりの推進や、管理職のラインケア、一般職員のセルフケアについての研修の実施案内をするなどして未然防止に努めています。

二次予防は、メンタルヘルス不調を起こしている職員に対する取組で、早期発見・早期対処を目的としています。内容といたしましては、毎年ストレスチェックを実施し、本人や管理監督者が不調に気づく機会を設けております。また、不調の把握や相談対応を行う上で、産業医との連携も欠かせないため、月に一度面談を行うなど、日頃から産業医と連携できる体制を整えています。

三次予防は、メンタルヘルス不調を起こしてしまった職員が職場復帰できるよう支援するのと同時に、メンタルヘルス不調の再発・再燃を防止する取組です。昨年10月に、発症時から職場復帰後までの支援を規定する本巣市職場復帰支援実施要綱や、病気休暇、病気休職等の各段階における具体的な対応手順を記載いたしましたメンタルヘルス不調職員の職場復帰支援の手引を策定いたしまして、管理監督者が部下のメンタルヘルス不調を早期に把握し対応することや、職場復帰支援を行う、いわゆるラインによるケアの強化を行っております。

メンタルヘルス対策はすぐに効果が出るものではございませんが、こうした取組を継続的に進めてまいりたいというふうに考えております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございました。

一次予防では、メンタルヘルス不調の未然防止の取組、二次予防では、メンタルヘルス不調の早

期発見・早期対処の取組、そして三次予防では、職場復帰できるように支援する取組とメンタルヘルス不調の再発・再燃を防止する取組と、それぞれの段階における取組内容というものがよく分かりました。

市民のために共に働く職員が心の健康を損なうということは、本人にとっては不本意なことであり、本市においても大きな損失となります。雇用主として、業務が原因で罹患することは極力防がなければなりません。また、その原因が仮に個人的なものであったとしても、上司・同僚として相談を求められれば対応していかなければなりません。労働安全衛生法の改正により平成27年12月からストレスチェック制度が導入され、自治体に対しても義務づけられています。

そこで、３点目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中にもありましたが、ストレスチェックについて、本市のストレスチェックの実施状況とその結果及び対応についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

それでは、ストレスチェックの実施状況とその結果及び対応についてお答えを申し上げます。

先ほど議員お話をいただいておりますとおり、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、１つとして、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、２つ目に、労働者自身のストレスへの気づきを促す、３つ目として、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるという３点を目的に創設されたものです。

市といたしましては、ストレスチェックにより職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、事業所として職場環境などの把握と改善につなげてまいりたいと考えております。

本市では、毎年９月に正職員及び共済組合に加入しております会計年度任用職員を対象といたしましてストレスチェックを実施しております。結果につきましては、直近５年間について申し上げますと、令和５年度では受検者600人のうち高ストレス者31人、令和４年度は受験者数606人のうち高ストレス者が52人、令和３年度は受験者数598人のうち高ストレス者40人、令和２年度は受検者594人のうち高ストレス者36人、５年前の令和元年度は受験者数565人のうち高ストレス者50人という結果でございました。

高ストレスと判定された者のうち、希望者については産業医による面談を実施し、指導・助言を行うとともに、事業者に対しての就業上の措置を適切に講じることができるよう意見交換を行いながら、メンタル不調の未然防止を図っております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございます。

メンタルヘルスの不調者及び予備軍を早期に把握するには、このストレスチェックの実施というものは大変重要なものと思っております。

ただいま年度ごとの受験者数、高ストレス者の人数をお聞きしましたが、受験者数に対する高ストレス者の割合は平均で7.06％となります。本市は、受験者数に対する高ストレス者の割合が高いのか、低いのかという点ですが、当然、職種によっても異なってくるとは思いますが、厚生労働省のデータによれば、高ストレス者と判定される割合は10％と示されておりますので、本市は平均以下と言えるのかなというふうには思います。

また、ストレスチェックの結果で、メンタルヘルス不調の予備軍と言われる高ストレス者に対しては、本人の希望により産業医の面接を実施するとともに意見交換を行っていくとの答弁がございましたが、私は、水際こそ一番大事であると思っておりまして、だからこそ、本人に寄り添うといいますか、より親身な対応というものが必要であると考えています。あくまで本人の意思は尊重すべきとは思いますが、ぜひ産業医への面接につなげていただきますとともに、現場の所属長はもちろんのこと、担当部も一緒になって連携し、本人と意見交換を行うなど柔軟な対応というものもぜひお願いしたいと思います。

心の健康問題でやむなく休業している職員の方が円滑に職場復帰を果たし、安定した勤務ができるようになるまでの過程において、所属長の果たす役割というのは大変大きく、また過重な負担となるとともに、責任が重大であるというふうに思っています。私は、所属長が責任を全うするためには、休業から職場復帰するまでの間の各段階における具体的なケア、支援策を明確にしておくことが必要ではないかと考えます。

そこで、４点目の質問をさせていただきます。

メンタルヘルス不調職員の職場復帰支援についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林　玲一君）

メンタルヘルス不調職員の職場復帰支援についてお答え申し上げます。

職場復帰支援につきましては、メンタルヘルス不調の発症時から療養期間中、職場復帰への準備、職場復帰後までの段階ごとに支援を行っております。

発症時には、所属長が対象職員の相談に対応し、療養期間中には所属長が対象職員の病状の把握及び助言・指導のため、職員や家族、主治医と定期的に連絡を取り、面談等を実施しております。

職場復帰準備期には、職員の病状が改善し、主治医の同意がある場合には、職員の申出により、勤務時間などを短縮いたしました、いわゆる試し出勤を実施します。本市における試し出勤は、期間を区切って、職場に慣れる、仕事に慣れる、通常の勤務生活に慣れるというように、幾つかの段

階に合わせた勤務内容であったり、勤務時間を設定いたしましたプログラムに沿って実施をしております。

ただし、本人や主治医の意見を聞き、時にはプログラムの内容変更やプログラムの中止など、柔軟な対応を取りながら、復帰に向けた支援を行うこととしています。

職場復帰後は、所属長が対象職員と定期的に面談を実施する等の対応により、状況のその後の把握を行っています。

このように、支援は所属長を中心として行っておりますので、対応の流れや注意事項、メンタルヘルスに対する基本的な知識等を記載した、先ほどから出ておりますメンタルヘルス不調職員の復帰支援の手引を作成いたしまして、所属長が適切な対応を行えるよう整備をしております。

〔６番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

髙橋君。

○６番（髙橋時男君）

ありがとうございます。

本市は、既にメンタルヘルス不調職員への対応の流れや注意事項、メンタルヘルスに対する基本的な知識を記したメンタルヘルス不調職員の職場復帰支援の手引という指針となるものが作成されており、所属長が適切に対応できる体制が確立されているということが分かりまして、安堵いたしました。

質の高い政策立案、行政サービスを維持、さらには向上させていくためには、職員の方々が心身ともに健康で、やりがいを持って仕事ができ、おのおのが持っている能力を最大限発揮できる状態で職務に従事することが求められると思います。このことからも、メンタルヘルス対策は極めて重要な課題です。今後も引き続きメンタルヘルス不調を発症させない、風通しのよい働きやすい職場環境づくりのための取組を、市長さんはじめ管理監督者はもちろん、組織全体で進めていただきますことを最後にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで、約１時間たちましたので小休止します。35分まで休憩します。

午後３時28分　休憩

午後３時37分　再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、７番　寺町茂君の発言を許します。

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大問は１つだけで、環境保全と環境教育についてお尋ねしたいと思います。

近年の非常に目まぐるしいような気候変動やそれに伴う豪雨、さらに地震等もございますが、そういったことを受けて、国際的に生態系が持つ様々な機能を社会づくりに積極的に活用することによって災害を減らすような取組が広がりつつあります。

日本においても、環境省は、私たちが安全で豊かな生活を営むためには人と自然との関係を再構築していく必要があるとしてガイドブックを発行しております。

それらの働き、動き、これを本市にも積極的に導入してはいかがという思いで質問をさせていただきます。

生き物が生きる根底というのは、太陽の光、それから水、土、空気という大きな４本柱がございます。こういったものを人間のこの開発という行為によって徐々に悪い状態にしつつある。太陽光などにそんな人間の力が及ぶかと言われる方もいますが、実際には大気中のオゾンの層が破壊されることによって紫外線の降り注ぐ量が増えたりという、そういったことも起きておりますし、水や土、さらに空気、こういったものは非常に汚れているところもございます。

本市を地理的に見ると、80％以上が森林であると、その森林の持つ効果というのは、空気を清浄化する、さらに降雨を浄化させて下流に流す、そのことによって運ばれた土砂が非常に肥沃な土砂であると、こういうような、人間生活にとっても、ほかの生物にとっても、非常に大切な働きをする山林が本市には80％以上もあると、このようなことを念頭に置いて、１つ目の質問に移らせていただきます。

今年度より森林環境税というものが課税されることになっております。目標は、温室効果ガス排出削減目標の達成、それから災害防止を図るための森林整備などに必要な財源を安定的に確保するためと、このように示されておりますが、各紙投稿を見ると、どうしてこんな税金を取られるのかと、私の市町には山がないとか、こんなような投稿が見られる中であります。本市にとって、この森林環境税から発生する譲与税がどのように具体的に使われるのか、その使途について、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

森林環境税は、令和６年度から、国内に住所のある個人から個人住民税均等割の枠組みにより市町村が一人当たり年額1,000円を徴収する国税です。国は、この森林環境税を財源として、私有林の人工林、面積割55％、人口割25％、林業就業者数割20％の案分率で、地方に森林環境譲与税として配分します。

森林には、温室効果ガスの削減や土砂崩れを防ぐ働きや、雨水を地中に蓄えて急激な流出を和らげ水を浄化させる役割があり、山に住む人のみならず、平地に住む人や農業者、企業など全ての人

が森林から恩恵を受けております。

気候変動が著しくなりつつある現代において、森林環境譲与税は森林整備をする上で重要な財源となります。本市の使途としましては、大きく森林整備、人材育成、木材利用の３つとなります。

１つ目の森林整備では、境界が不明で手入れが行き届いていない人工林などを対象とし、所有者の意向を確認した上で経営管理権集積計画を策定し、間伐等の施行につなげる取組を実施しています。

２つ目の人材育成では、市内の林業事業体に対し、技術者が使用する防護服などの安全用具の購入費やチェンソーなどの資格取得費及び林業機械のリース費に対する助成をしています。また、新規就業者に対しましては、認定事業体に就業した月数に３万円を乗じて得た金額を、年間36万円を上限に助成しています。さらに、移住を伴う新規就業者に対する助成を補助メニューに加えるなど、現場のニーズを踏まえた施策を展開しているところです。

３つ目の木材利用では、市内で産出された木材の利用促進を図るため、市役所新庁舎の家具などに利用するための経費に森林環境譲与税を充てています。

このように、森林環境譲与税は、森林整備や林業の担い手対策に幅広く使えるものであるため、今後は一般財源を補完する分野での活用を検討するとともに、木材利用や市民への普及啓発分野での施策を関係部局との連携を図りながら進めていきたいと考えています。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

今、御答弁いただきましたように、森林の整備ということは、平地に住む人々にとっても農業者、企業、一般個人に対しても非常に恩恵を受ける基でありますので、最後に啓発活動の分野でも連携を図りながら進めていきたいという御答弁をいただきましたので、ぜひとも森林を整備するという意味について、南部に住む方に対しても大いに啓発をお願いしたいと思います。

それでは、２つ目の質問に入らせていただきます。

森林環境税の導入に先行して森林環境譲与税というものが交付されたわけでございますが、先ほどいろいろな投稿で、どうして森林環境税を取るのかと、その裏には、実は目的が不明瞭とか、指針がはっきりしないという、この理由によって、自治体によっては使わないままに蓄えている自治体もあると、このようなことも書かれておりましたので、本市の使用状況についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

本市において、令和元年度から令和５年度までに森林環境譲与税が約１億8,000万円交付されており、令和５年度末時点での森林環境譲与税活用基金の残高は約1,600万円となっております。

この基金につきましては、今後実施される北部地域での森林整備事業や南部地域での船来山古墳群における森林整備事業などの財源として活用していきます。

なお、将来的に公共施設の木造化や内装の木質化など、単年度の事業費が大きい事業に森林環境譲与税を充てる場合には、使途を定めて基金に積むことも想定できますが、現在では具体的な計画はなく、今後、市の主要事業などの計画において、森林環境譲与税の有効な活用方法を検討したいと考えています。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

令和５年度末の残高1,600万円ということでございますし、今後も活用目的によってはそうした蓄える可能性もあるというようなことでしたが、おおむね良好に使われているというようなことで了解しました。

３番に移りますが、先ほども冒頭にちょっとお話をしましたが、本市は広大な森林を有しておりまして、これは貴重な水源となっております。古くから豊かな水、肥沃な土壌、それから清浄な空気、これが豊かな自然環境をもたらしたおかげによって、本市から南部において非常に豊かな生活圏、文化圏を形成してきたわけであります。それは今なお本市全域、さらに流域の市町に多大な恩恵を与えているものであります。当然、それは企業、営農者、それから一般の市民にとっても非常に大切なものであり、これは流域全体で保全をさせていくことが期待されます。

その一つとして、本年度からＧ－クレジットという制度が導入されたと思いますが、本市において、このＧ－クレジットの進捗状況は現在どのようにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

Ｇ－クレジットとは、岐阜県独自の森林由来のカーボンクレジット制度で、整備した森林によるCO_2吸収量をクレジットとして認証し、売買できる仕組みでございます。Ｇ－クレジットは令和５年11月から制度が開始され、この制度では、岐阜県の環境保全林整備事業により間伐を実施した森林が対象となっており、森林経営計画の樹立が必要な国の制度であるＪ－クレジットとすみ分けがされています。

本市におきましては、もとす郡森林組合が令和６年２月に岐阜県にＧ－クレジットの登録申請を行いまして、３月に登録が完了しています。その後、５月に認証申請を行っており、審査機関によ

る審査を経て、８月に認証される見込みとなっています。具体的なＣＯ$_2$の固定量は認証後でないと分かりませんが、申請段階では令和12年度までに約2,400トンの認証を取得する内容となっています。８月にＣＯ$_2$固定の認証が得られれば、その後はカーボン・オフセットを希望する企業等にクレジットの販売を行うことになります。

制度を創設した岐阜県では、県発注の公共工事において、工事完成後の評価段階でＧ－クレジットを購入した企業に対して加点する措置を設けています。Ｇ－クレジットの取引は、基本的には森林組合と企業間との交渉になりますが、市としましても情報収集や関係企業への働きかけなど、取引が円滑に進むよう支援をしてまいりたいと考えています。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

現在１か所の申請があったということでございます。非常に近隣に多くの企業体等ございますので、市としては情報収集や関係企業への働きかけに取り組んでいきたいと、このような答弁でございましたので、ぜひとも力を入れて取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきますが、近年の豪雨によって根尾地域の特に東谷において大きな被害が発生し、そのために一部の谷川の様相が大きく変化しております。この変化については資料をつけておりますので、御覧いただくと分かるかと思いますが、上側が平成28年の様子でございまして、下側が昨年、令和５年の様子でございますが、これちょっと矢印が黒で分かりませんが、同じ樹木がある、全く同じ場所でございます。これを見て、きれいに工事したなと言われた方もあるんですが、決して工事をしたわけではなしに、右側に見える階段状の護岸工は、上側の写真の草が繁茂した中に隠れていたものが洗掘されて現れたと、こういう状況でございます。さらに、水を砕くような岩がたくさん点在しておりましたが、どうも下流に流れた様子はなかったようで、全て土砂に埋まってしまったと、このような状況が観察されております。

そんな中で、たまたま本市の水生生物調査の地点の一つとなっておりますので、この状況変化の前後の確認生物がどのように変わったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民環境部長に求めます。

加納部長。

○市民環境部長（加納正康君）

それではお答えします。

本市におきましては、水生生物の実態及び生息環境の把握のため、平成20年度から水生生物調査を実施しています。現在は、市内全域の23地点で捕獲調査と水質調査を実施し、水生生物の個体数や種類などの実態の把握に努めています。

こうした調査地点のうち、御指摘のあった根尾地域東谷においては、近年の豪雨により川岸や川

底が濁流で洗われ、形状が大きく変化した箇所もございます。

この地点の水生生物調査の結果ですが、被災前を平成28年、被災後を令和５年として比較しますと、平成28年８月時点では13種類54個体数が、令和５年８月時点では５種類16個体数の生物が確認されており、種類では61.5％、個体数では70.4％の減少となっておりました。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

今お聞きしたように、種類の総数は61.5％の減少で、確認された個体数が70.4％の減少というような、あまりほかでは聞かないようなとんでもない現象が見られるわけです。生き物が減る、こういったことが今後どのような影響をしてくるかというのは非常に下流域、流域に住む者にとっては恐ろしいことかと思います。

その次の質問に移りますが、生物の生息場、これが減少することによって、生物群も当然減少しますし、バランスよく形成された生態系が崩れたりします。こういった生物群の減少や生態系の崩れなどをハビタットロスという言葉で表現しますが、ハビタットロスが大きいと、今後、災害のリスクが大きくなるというようなことが近年の研究で発表されております。

先ほどの資料の場所を見ていただくと、かなりの変貌で、大きなハビタットロス、60％から70％という生物群の減少が見られました。こういう状況をもたらしているということは、谷川だけではなしに、さらに上流域の山肌から土砂を削り取ったり、そこに堆積していた枯れ葉、落ち葉等を流し出したということで、見えないところでもそういった生物群の減少が見られ、全体としては非常に大きなハビタットロスを起こしておるものと思われます。こういったところにまた新たに豪雨等が来ると、当然さらに災害の状況は大きくなる、また大きくなったハビタットロスに対して、また災害が来れば大きくなると、このような非常に悪いスパイラルが起こることが非常に不安視されるわけであります。

そういったことを基に、先ほど述べました環境省がガイドブックを発刊しておるわけでございますが、本市はその指針について、これから取り入れていくような考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民環境部長に求めます。

加納部長。

○市民環境部長（加納正康君）

それではお答えします。

生態系を用いた防災・減災について示された、自然と人が寄り添って災害に対応するという考え方というガイドブックが環境省から発行されています。こちらには、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させるＥｃｏ－ＤＲＲという考え方が示されていま

す。これは、その土地の生き物や環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止または軽減させる取組や考え方です。生態系を用いた防災・減災の利点といたしましては、災害リスクの低減、災害発生時及び復興の段階で効果を発揮することや、様々な種類の災害に対処しやすい、地域の自然環境を活用するため導入・維持にかかるコストが抑えられる可能性がある点など、また、平時にも様々な生態系サービスを維持することで、地域の産業や景観を維持した地域づくりにも貢献できるとされています。

さて、本市の対策ですが、本巣市国土強靱化計画や本巣市森林整備計画において、山地災害防止機能、土壌保全機能や生物多様性保全機能等の指針の策定を行っています。山地災害防止機能、土壌保全機能としては、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図り、生物多様性保全機能としては、生態系の多様性を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図り推進していくこととしており、関係部局と連携し、森林や河川などの環境の保全活動や啓発に努めていきたいと考えております。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

前向きな御答弁だったかと思いますが、特に森林構成を健全に変化させていくという意味では、先ほどの森林環境譲与税の使途等にも非常に関わりがあるかと思います。このままどんどんハビタットロスが大きくなれば、豪雨の場合に下流域への洪水の到達時間が早くなる、それに対して、健全な森林であれば土砂崩落もしにくいし、さらに谷が健全であれば、そういった流速の緩和ともなり、災害時にも下流が避難をするための時間も稼げるというようなこともあるかと思いますので、十分に研究をされて、大いに本市の計画に取り入れていただいて、水源を有する市としての責任というか、それを果たしていただいて、ぜひとも流域広域化で実現していただけるような方向性を見いだしていただきたいと、そのようなことを要望させていただきたいと思います。

続きまして、６つ目の質問に入りますが、環境保全というのは、今後の人々の豊かな生活を送る、さらに生きるためにはもう必要不可欠な知識として徐々に認識し始められています。その教育については、幼少期から行うことが望ましいとされています。児童・生徒へそういった指導が求められるわけでございますが、現況は外部講師に頼る、こういうケースが非常に多いわけです。確かに環境問題に対する専門家は非常に少ないわけですので、現役教師、環境教育に来られた講師さんの話を聞くというのもそれは一つの手ですが、そういったことから現役の教師の方々が講義を受けるとか、そういったスキルアップの必要も考えられると思いますが、本市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

環境教育における現役教師のスキルアップの必要性についてお答えします。

地球温暖化や自然破壊などが一段と深刻化をしており、環境問題への対応が持続可能な人類の繁栄のために喫緊の課題となっています。また、本巣市の豊かな自然環境はふるさとそのものであり、それを守り未来に引き継いでいくためには、身近な環境について幼少期から学ぶことが重要だと考えています。

本市においては、幼児園でできるだけ多く身近な自然の中で遊び、自然の豊かさを体感しています。小学校、中学校、義務教育学校では、社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間を利用して環境保全の教育を実践しています。具体的には、身近な河川に生息する生き物を学ぶ学習、その生き物から河川の水質を調査する学習、試薬を用いて地域の河川の水や生活排水などの水質検査をする学習、植樹を通して森林環境保全を学ぶ学習などの学びをしています。

環境教育などの分野は非常に広範で専門性が高い領域であるため、こうした学習は多くの外部講師を招聘して学習が充実するよう各学校で努力しています。専門的知識を持った外部講師を招くことで、環境に対する豊かな感性、環境に対する見方・考え方、環境に働きかける実践力などの資質・能力が高まり、子どもたちにとってより深く、質の高い学びを提供しています。

外部講師からの学びは、教師の環境教育のスキルアップに大きな意味を持ち、複数の学校では環境教育や環境保全に関わる教員研修をしています。今後も外部講師とのコラボレーションした環境学習や研修などをこれまで以上に行ってまいります。

教師のさらなる資質向上につきましては、環境省が実施している教職員環境教育リーダー養成研修や、岐阜県が実施している清流の国ぎふ環境教育推進事業、県教育委員会が主催する環境講座等に参加する機会を増やすよう働きかけてまいります。理科を専門とする教師などが主体的に集まり、教師自らが当事者となって環境教育を学び、実践する機運も高めてまいります。さらに、教師が身近な環境に対する知識を身につけることは、防災や自然環境がもたらす事故防止の観点からも重要です。自然災害や河川、山間部での事故は、自然現象やその地域の特徴ある環境が原因となって引き起こされます。自然現象の理解は、生態系を基盤として防災・減災を考えることが重要です。その上で、想定される災害や事故を予見し、かけがえのない子どもたちの命を守り抜くことにもつながっていきます。このような取組を進め、環境教育に関わる教師のスキルアップに努めていきたいと考えております。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

環境省も県もそういったスキルアップの場を設けておりますので、積極的に参加していただけたらありがたいかと思います。本当に本市の地形及びそういった自然を知るということは、これからこの地で生きるということに非常に大切なことかと思います。本市の最高峰、能郷白山周辺というのは非常な岩山で、イヌワシが巣を作るようなすばらしいところでありますが、言い換えれば非常

に岩盤までの距離が浅いので、浸透した水というのは長期間保たれずに南部に来て伏流します。ということは、山が荒廃すると、例えば50年後、100年後に南部地域の水が枯れるというような、非常に、これは分からないことですけど、不安は残ることでございますので、ぜひともこういった自然がどのような状況か、こういったことを学んでいただいて、本市が何をすべきかということを考えていただき、学校の教育では、非常に理科の教科書を見ていますと、簡単なことばかりしか書いていないので、もうちょっと深い部分について、この地元を学ぶ、ふるさと学習やら環境学習の中で、私たちが生きていくためには、豊かな自然がなければ、やがて水も食べ物もなくなるかもしれないというようなことを感じ取って、ぜひ成人させていただけるようにお願いしたいと思います。

７番目の質問に移らせていただきますが、自然の一つでございますが、本市のシンボル、蛍と書いてありますが、恐らくゲンジボタルが中心かと思います。ゲンジボタル自体がいるということに非常に意義がありまして、ゲンジボタルは、空気や水や、それから土が清浄な環境でなければすむことはできませんので、蛍がいるということ自体が、本市にはまだまだ安全な環境が残っているということで、人間にとってもそういった非常に大切なバロメーターであります。その蛍をやはり保護していくことは、人間が住みやすいかどうかを知るという一つの手だてになりますので、非常に重要なことかと思います。

そんな中で、本市ではホタル保護ワーキングチームというのが横つながりで結成されて何年かが経過したところでございますが、その何年かの間の取組状況等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

本市では、本巣市螢保護条例に基づき、蛍の保護に努めているところです。蛍保護を適切に行うために部局間の協働が必要であることから、令和２年度にホタル保護活動推進ワーキングチームを結成しました。メンバーは、水質保全を所管する生活環境課、河川や用排水路工事を行う建設課、船来山古墳群を所管する社会教育課、蛍保護を所管する産業経済課の４課の職員で、令和５年度までの４年間で７回開催しています。ワーキングチームでは、毎年度蛍保護活動を行っているどろんこ探検隊から蛍生息数の調査結果を提出していただき、蛍の生息状況等について確認しております。

また、学識者を講師として、ゲンジボタルの生態や生息条件などを学び、講義後には実際に蛍が生息するほたる公園や船来山古墳、南屋井水路を視察し、現地での助言をいただきました。

このほかに、蛍捕獲禁止区域内にある捕獲禁止看板の増設や船来山古墳群整備に合わせ、蛍が生息しやすい環境配慮型水路の改修などについても協議しました。今後もワーキングチームを主軸として蛍保護に努めてまいります。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

７回開催ということで、その中で蛍の生態を学ぶところから現場視察、さらに蛍がすみやすい水路、環境配慮水路等の研究までされたというようなことで、非常に進歩かと思います。

そんな中で、８番になりますが、蛍の保全のために蛍保全工、要するに環境配慮型の水路、これが試験施工されて良好な結果が得られたと、このような報告を受けたわけでございますが、蛍の生息が非常に多い船来山古墳群の南裾一帯を流れるその水路、ここについても近年はやはり蛍が減少傾向に転じているということで、その水路一帯についても、船来山古墳群の見学と同時期には蛍が鑑賞できるような水路に改修してはどうかというようなことを思うわけですけれども、この一帯の水路に対する蛍保全のための環境配慮水路の導入、これは積極的にすべきと思いますが、本市の見解はいかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

令和３年度に南屋井地内において地元要望の下、試験的に施工しました環境配慮型水路、いわゆる蛍水路においての蛍の生息状況につきましては、蛍保護活動を行っていますどろんこ探検隊から提供いただきました調査結果資料によりますと、整備前の令和３年では蛍発光数が739匹に対し、蛍水路整備後の令和４年では1,381匹、令和５年では821匹が確認されております。

御質問の船来山古墳群の南裾一帯水路における蛍保全工の導入につきましては、この水路は市内でも蛍が多く生息する場所の一つであることから、蛍の保護の手法の一つとして、蛍水路の整備を検討する必要があると考えております。

ただし、水路改修につきましては、日常の水路維持管理を行っている地元の御理解と御協力が必要であり、地元自治会の要望に即した整備手法の検討が重要であると考えております。近年の水路に関する自治会要望の多くは、農業従事者の負担を減らし、日常の維持管理を行いやすくするため、水の流れをよくする排水機能の改善工事を望む声が多いことから、蛍保護のために流れを緩やかにする蛍水路の施工には、蛍保護への十分な地元説明と保護機運の醸成、理解や協力が不可欠であると考えております。

また、この水路は現在、教育委員会が計画しております船来山古墳群整備事業にも関連していますので、教育委員会とも連携を図りながら検討していく必要があります。これらの課題に丁寧に対応しながら、蛍水路の導入を検討していきたいと考えております。

〔７番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○７番（寺町　茂君）

この蛍水路でございますけれども、南屋井地区に試験施工していただいて、蛍の数が増えたと、施工前739に対して施工後1,381で、その翌年は821と、ちょっとこれは数値的に減っていますが、実は南屋井自治会、ここに蛍の幼虫を放流していまして、令和４年度に増えたということで放流数を減らした結果ですので、単純に減ったというわけでなしに、徐々に放流をやめても自然に出るかという、この確認のためにと自治会がされていることで数が減ったということでございます。

管理はというと、深みをつけたり、入り込みをつけることで流れの変化をつけておりまして、土手の草の管理等は一切あまり従前と変化がございませんので、そういったところも含めて、地元自治会に対して、このワーキングチームから説明できるような体制を取っていただけたらありがたいのかと思います。

ちょっと外れることですけれども、蛍の町ということで、合併前の旧本巣町だと思いますが、本巣縦貫道の旧糸貫と本巣町の境辺りの席田用水側に大きな蛍のモニュメントがどんとあります。さらに本庁舎へ曲がってくるところにも大きな蛍のモニュメントがあります。管理がされているのかされていないのかちょっと分かりませんが、非常に蛍の背中というのは黒いんですけれども、白い状態になっていて、なぜかちょっと蛍の町をＰＲするには弱い感じがしますので、もし所管がはっきりして直していただけるのか、はっきりしないなら市で直していただけるのか、どちらにしろ対処していただけるように要望させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日６月18日火曜日午前９時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後４時18分　散会